

1963年9月30日(第7日目)

1. 開議並に散会時談(午前10時36分～午後1時1分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|--------|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 天久 森太郎 | 2番 | 比嘉 定亮 | 3番 | 天久 盛雄 |
| 4番 | 安次 宮盛信 | 5番 | 石川 真六 | 6番 | 仲村 春泉 |
| 7番 | 稻嶺 正康 | 8番 | 石田 英正 | 9番 | 安里 安助 |
| 10番 | 又吉 正弘 | 11番 | 石川 繁 | 12番 | 大川 昇 |
| 13番 | 伊佐 真待 | 14番 | 仲村 喜永 | 15番 | 官城 盛昌 |
| ～ | ～ | 17番 | 伊佐 貞寿 | 18番 | 中里 幸助 |
| ～ | ～ | 20番 | 仲村 盛光 | 21番 | 古波 蔵清次郎 |

3. 不応招議員は次の通りである。

16番 宮里 敏行 19番 式島 行男

4. 出席議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|--------|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 天久 森太郎 | 2番 | 比嘉 定亮 | 3番 | 天久 盛雄 |
| 4番 | 安次 宮盛信 | 5番 | 石川 真六 | 6番 | 仲村 春泉 |
| 7番 | 稻嶺 正康 | 8番 | 石田 英正 | 9番 | 安里 安助 |
| 10番 | 又吉 正弘 | 11番 | 石川 繁 | 12番 | 大川 昇 |
| 13番 | 伊佐 真待 | 14番 | 仲村 喜永 | 15番 | 官城 盛昌 |
| ～ | ～ | 17番 | 伊佐 貞寿 | 18番 | 中里 幸助 |
| ～ | ～ | 20番 | 仲村 盛光 | 21番 | 古波 蔵清次郎 |

5. 欠席議員は次の通りである。

16番 宮里 敏行 19番 式島 行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 [助役 奥 屋 真 徳 総務課長 松 川 正 善

1963年9月30日(第7日目)

1. 協議連体 散会時刻 (午前10時36分 ~ 午後1時1分)

2. 出席者は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 天久 西太郎 | 2番 | 比 知 定 聖 | 3番 | 天 久 隆 郎 |
| 4番 | 安次 菅 昌 信 | 5番 | 石 川 真 大 | 6番 | 仲 村 孝 安 |
| 7番 | 相 敏 正 弘 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 助 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 永 | 12番 | 大 川 隆 昌 |
| 13番 | 伊 佐 真 村 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 石 川 隆 昌 |
| ~ | ~ ~ ~ ~ | 17番 | 伊 佐 真 寿 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| ~ | ~ ~ ~ ~ | 20番 | 仲 村 隆 光 | 21番 | 古 川 藏 助 |

3. 不出席者は次の通りである。

16番 宮里 敏行 19番 式島 行男

4. 出席者は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 天 久 西太郎 | 2番 | 比 知 定 聖 | 3番 | 天 久 隆 郎 |
| 4番 | 安次 菅 昌 信 | 5番 | 石 川 真 大 | 6番 | 仲 村 孝 安 |
| 7番 | 相 敏 正 弘 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 助 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 永 | 12番 | 大 川 隆 昌 |
| 13番 | 伊 佐 真 村 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 石 川 隆 昌 |
| ~ | ~ ~ ~ ~ | 17番 | 伊 佐 真 寿 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| ~ | ~ ~ ~ ~ | 20番 | 仲 村 隆 光 | 21番 | 古 川 藏 助 |

5. 欠席者は次の通りである。

16番 宮里 敏行 19番 式島 行男

6. 市町村自治法第51条の規定により、議事院議のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 繁 助、 議員 菅 昌 信、 議員 石 川 隆 光、 議員 松 野 正 彦

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 建設課長 | 島袋 昌兼 | 民生課長 | 当山 全吾 | 水道課長 | 國吉 真義 |
| 住民課長 | 伊村 泰信 | 経済課長 | 沢し 安一 | 財政課長 | 栗原 博俊 |

7. 議会事務局出席者

| | | | | | |
|----|-------|----|------|-------|-------|
| 局長 | 宮坂 光雄 | 書記 | 照屋 毅 | 島袋 真白 | 知念 善光 |
|----|-------|----|------|-------|-------|

8. 議事日程は次の通りである。

目録第1. 一般質問

信託課長 結奈 結兼 民生課長 当山 全祥 水道課長 岡吉 真藤
 部長 加長 伊村 春信 経済課長 沢し 安三 財政課長 徳区 竹波
 局長 篠叔 光陸 書記 岡田 長 長俊 真山 丸彦 野光
 以上各課長は次の通りである。

日程第1. 一 散 質 問

議長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定について
只今より第7日目の会議を開きます。
(午前十時36分)

議長～昨日に引続き一般質問に移ります。

3番～私の第1番目の質問が残っておりますので質問致します。
市になつてから一ヶ月になります。衛生法の適用を受ける様な
なり、環境衛生面に何如のように留意改善されたか、又宜野湾市の
の現況において、今後何かなる施策をなさるつもりであるのかと
云う様な質問であります。まず課長さんから今までの様な改善
に留意されて来たか、と云うことについて御回答願いたいと思
います。

市長～民生課長の方で答えてもらう様に決つていましたので、課長に代
つて回答させます。

民生課長～お答え致します。これにつきましては12番議員さんの第2問にも
も関連するかと思いますので、1つにしてお答えしてまいりたいと思
か、含めてお答え致します。3番議員さんの何が市と界格になり一方
ヶ月になるが、どう云うふうにして改善されたか、尚今後の方が
針、どう云つた何があるか、どう云うふうな御質問であります。清
先ず清掃法が施行されて、それに基きまして市の条例が清
先ず条例が出来たので、それに基きまして従来とかわつた全
点は、並に示めします通り、清掃区を設置して、環境衛生の万全を
期さねばならぬと云うのもありますので、先ず清掃区を設けま
て、13区画指定されております。市内にその内特殊な住宅地と
まして、外人住宅地がこれ9区あり、4区が一般の住宅地と
云うふうになつております。しかしそれには大山あたりが命ま
てありますので、重複していることもあります。それで市長とし
ましては、並にも示めされておりますので、市長の市町村長の許
可を受けなければならず、汚物取扱い業者です。それは13
名置いてある訳であります。それで許可証もすでにおあげして、
今事業を進めております。そして手り捨て場を一つ所に決めて、
ところが捨て場だと云うふうにして指定して、そこにもつて来る
に指示をしてあります。その場所は現在の普天間からひ行場入
る左側のくば地なです。そこが指定されております。大体清
掃法が施行され、条例も設けられて新しくやつて来たこと云うのが
以上の様なものであります。非常に問題とされておりますのは
大川さんの御質問にもあります様にじんかい処理場の問題であり
ます。市としてしまはる場所は一ヶ所だと、今申し上げました
ひ行場入口のあたりに指定してありますが、自然捨て場があつ
ちことちに出てしまつておると云うのが、市の今の清掃関係の
ガンと云うふうになつております。特に野嵩の麓などは政府道に

議長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定について
只今より第7回目の会議を開きます。
(午前10時36分)

議長～昨日に引続き一般質問に移ります。

3番～私の第1番目の質問が残っておりますので質問致します。
市になつてから一ヶ年になりますが、衛生法の適用を受ける様になり、環境衛生面に何如ように留意改善されたか、又宜野湾市の現況において、今後何かなる施策をなさるつもりであるのかと云う様な質問であります。まず課長さんから今までどの様な改善に留意されて来たか、と云うことについて御答弁願いたいと思います。

市長～民生課長の方で答えてもらう様に決つていましたので、課長に代つて答弁させます。

民生課長～お答え致します。これにつきましては12番議員さんの第2問にも関連するかと思つたので、1つにしてお答えして良いでしょうか。含めてお答え致します。3番議員さんの何が市昇格になり一ヶ年になるが、どう云うふうにして改善されたかと、尚今後の方針、どう云つた何があるかところ云うふうな御質問であります。先ず清掃法が施行されて、それに基づきまして市の条例も清掃条例が出来ましたので、それに基づいて、特に従来とかわつたポイントは、法に示めます通り清掃区を設置して、環境衛生の万全を期さねばならぬと云うのもありますので、先ず清掃区域としまして、13区画指定されております。市内にその内特別な区域としまして、外人住宅地域これが9区あると、4区が一般的住宅地と云うふうになつております。しかしそれには大山あたりが含まれておりますので、重複していることもあります。それで市長としましては、法にも示めされておりますので、市長の市町村長の許可を受けなければならぬと、汚物取扱業者ですね、それは13名置いてある訳であります。それで許可証もすでにおあげして、今事業を進めております。そして手り捨て場を一ヶ所に決めて、ここが捨て場だと云うふうにして指定して、そこにもつて来る様に指示をしてあります。その場所は現在の普天間からひ行場に入る左側のくぼ地ですね、そこが指定されております。大体清掃法が施行され、条例も設定されて新しくやつて来たと云うのが以上の様なものであります。非常に問題とされておりますのは大川さんの御質問にもあります様にじんかい処理場の問題であります。市としましてはその場所は一ヶ所だと、今申し上げましたひ行場入口のあのあなに指定してありますが、自然捨て場があつちこつちに出てしまつておると云うのが、市の今の清掃関係のガムと云うふうになつております。特に野嵩の後などは政府道に

面した所の自然に出来た捨て場になつておりますが、向こうを通つてみますと良く見えます、非常にこの臭気がして非常に見苦しい様ながありますが、市としましてはどうしても指定された所でないといけません、立札でも何となくやつて来たんですが、ひる間は捨てるものはないんだが、ばんなつてこつそり捨てしてまうと云う様な状態が、過去一ヶ月前あたりはわずかな捨て場に広がつてしまつて、これが次第に広がつて道路に沿つた60M位に広がつてしまつて、これが次第に広がつて道路に沿つた60M位と云うのが非常に頭をなやましておりますが、ちょうど今度清掃週間は、フルトザをもつて行つてしまつて、7日間あります。市としましては、補助でもつて清ろくをしてもらふと云うふうにして、何んとかその捨て場をなくしたいと云う様な考えをもつております。尚今後大きな考えとしましては、市が大きくなればなるほどじんかいが多く出るのがある、何んでありますので、現在西海岸の埋立関係、かん拓等も計画されておりますし、そう云つた計画とあいまつて海岸の方に捨て場を(ちり)を捨てる様なふうにして行きたいと、どうしても陸上では行けないんじゃないかと、将来の宜野湾市を考えた場合にどうしても捨て場をここだと指定したにしても、何時かはそこに広がつて来る都市が広がつて来るのだと云う様な計画の考えの基にそう云つた海の干拓とタイアップして進めて行きたいと云うのが考えになつて居ります。大体以上の様であります、質疑応答式で進めさせて戴きたいと思ひます御質問にお答えします。

議長～10番、12番議員の出席を報告します。

3番～只今の課長さんの何で(じんかい)処理の内容は大体分つております。その外に衛生法が適用されてやらなければいかん問題が沢山あると思んですが、今課長さんが云われたのは、(ほんのじんかい)とかと云う面に留意されておる様であります、それ以外に衛生法を適用されてやらなきやいかん問題があると思うんだがその面についての施策は何か。

民生課長～お答えします。法にあります様に政府は科学的技術で援助、それから財政の援助もやらなければならんと云うこともありますし尚15条でしたか、捨て場、(しんかいの処理場)それから便所公設の公衆用の(ちり捨て場)そう云つたのを市町村が計画した場合に、融資斡旋もしなければならんと、云う様なことでありますので、今もち論公設、公衆の便所としまして、2ヶ所設置されておりますが、今の所、非常に(繁か)の所に捨て場等、捨て積ですか、そう云つたのを設置することが考えられる訳であります。

3 番～し戻と、そう云う問題があると思んですが、先きの答弁の中から1ツ1ツ質問して行きたいと思っております。今現在13區の清掃の指定人があると云うんですが、その内9人が外人と、あとの4區が民間と云うことになる訳であります。市全体がその4區の業者で(じんかい)処置が出来るかどうかわずね、それ以外の又指定してない地域はどこどこであるか、その所の(じんかい)はどう云うふうに処置されているか。

農生課長～今の所、4區といたしますのは、普天間から大謝名当りまでが一般の住宅地域の指定業者と云うふうになつております。これはそ外分の4業者で充分であろうと云うふうと思つております。それも外分の人への貸住宅地域これが11區、9區であります。これも充分れやつて行けるんだと云うふうと思つております。これが指定された以外と云いますと、大体農村農家部落の方であります。そう云つた所の(手り)の処置と云う様な所までは、未だどうと云う具体的な何はやつておりませんが、只直野灣の方には仮集積所(手り捨て場)の(手り)を補助して今作つておる様になつております。3ヶ所直野灣で設置することに補助をあたえております。

3 番～現在農村部落はやられてないと云うことであるが、しかしあの辺に行つたら、あつちこつちで道端に相当(じんかい)が捨てられるかそう云うものを検討されているかどうか、それからも1ツ、若しこの指定業者が、その地域、地域において指定の方から、この(手り)を集積拒否した場合には、どう云う措置を取られるかです。そう云う実例がある場合はどう措置を取られるか。

農生課長～田舎の場合には、目立つてどう云うこともなかりと云うふうと思つておりますので、別にそこまでは考えておりませんが、非常に見苦しいまま、きたない環境衛生上悪いと云う様な場合には見つけ次第車を借りてでも、今は清掃週間中この車を借りてやつておりますので、部落の要請によりその取片等をやろうと云うふうを考えております。尚業者が契約にその許可の条件に違反した場合これの処置であります。当然条件にも、法にもありますのでその許可の取消等の何が出来ます。それに罰則もつけられておりますので、それを道端の外にないんじやないかと思つております。現在その指定業者が拒否したと云うのが今1件ある訳ですが、この大山坂ドラム缶を出してそこに(手り)を集積してあるが、月1と云うふう契約もしておるんだが(じんかい)の中に小石があると云う条件で拒否され(手り)がたまっておる状態であるんです。市当局が考える(じんかい)がどの程度石

3 番～し版と、そう云う問題があると思んですが、先きの答弁の申から
1ツ1ツ質問して行きたいと思っております。今現在13区の清
掃の指定人があると云うんですが、その内9人が外人と、あとの
4区が民間と云うことになる訳であります。市全体がその4区
の業者で(じんかい)処理が出来るかどうかです。それ以外の
又指定していない地域はどこどこであるか、その所の(じんかい)
はどう云うふうに処理されているか。

民生課長～今の所、4区といえますのは、普天間から大謝名当りまでが一
般の住宅地域の指定業者と云うふうになつております。これはそ
の4業者で充分であろうと云うふうに思っております。それに外
人への貸住宅地域これが11区、9区であります。これも充分
やつて行けるんだと云うふうに思っております。これが指定され
た以外と云いますと、大体農村農家部落の方であります。そう
云つた所の(すり)の処理と云う様な所までは、末だどうと云う
具体的な何はやつておりませんが、只宜野湾の方に仮集積所(す
り捨て場)これを補助して今作つておる様になつてお
ります。3ヶ所宜野湾で設置することに補助をあたえてやられて
おります。

3 番～現在農村部落はやられてないと云うことであるが、しかしあの辺
に行つたら、あつちこつちで道端に相当(じんかい)が捨てられ
ておる状況を市当局が見ておられるそう云う面の処理は誰がやる
かそう云うものを検討されているかどうか、それからもう1ツ、
若しこの指定業者は市と契約を結んでやつている訳であります
その指定業者が、その地域、地域において特定の方から、この(す
り)を集積拒否した場合には、どう云う措置を取られるかです
ね。そう云う実例がある場合はどう措置を取られるか。

民生課長～田舎の場合には、目立つてどう云うこともなからうと云うふう
に思っておりますので、別にそこまでは考えておりませんが、非
常に見苦しいまま、きたない環境衛生上悪いと云う様な場合には
見つけ次第車を借りてでも、今は清掃週間中この車を借りてや
つておりますので、部落の要請によりその取片付等をやろうと云う
ふうに考えております。尚業者が契約にその許可の条件に違反し
た場合これの処理であります。当然条例にも、法にもあります
のでその許可の取消等の何が出来ます。それに罰則ももうけられ
ておりますので、それを適用する外にないんじゃないかと思つて
おります。現在その指定業者が拒否したと云うのが今1件ある訳
ですが、この大山村ドラム缶を出してそこに(すり)を集積し
てあるが、月1と云うふうに契約もしておるんだが(じんかい)
の中に小石があると云う条件で拒否され(すり)がたまつてお
る状態であるんです。市当局が考える(じんかい)がどの程度石

がまぎつたものであるかドラム缶に子供達が捨てるもんだから石が多いからこれは取らんと云う様な場合で拒否しておる実例があるが、この現状を聞いたことがあるかどうか。

民生課長～別にそう云う様なことまでは今まで聞いたことはございせんが、しかしこの汚物の量と云いますか、それは石ころがまぎつておると云う様なことは、これは常識によつて判断するより外にしようがないんじゃないかと云うふうに思います。

3 番～それは処置の条件になりますか。

民生課長～純然たる石だと云うことになると何んでしやうね。

3 番～いやまぎつている場合。

民生課長～まぎつている場合は取らないといけないんじゃないかと思えますが、それに石に汚染しておるといふ場合は、多分考えられる訳であります。

3 番～この衛生法によりますと、何か市当局から衛生法が適用されて、或は畜舎とか養けい業とか云うのは、街から多さなければいかん云う様な伝達があつたと云う様なお話しを聞いて、そしてこの業者においてはあわてて直ぐに移転を始める準備をしておるし、又移転を始めておる方もおられるんだが、その中で法を守つて移転をやる方とあくまでも我々は前からこうだつたと云う様な張をする方が出てくると思んだが、その取り扱いについて当局はどの様に指導しどの様に措置をなさるおつもりであるか。

民生課長～その通達については、直捜私、8月から来ておりますので、充分には解つておりませんが、しかし多分こう云うことだつたと私は思います。既設の法が施行されてから既設のちく舎とか、そう云つた清掃法に(抵抗)する建物の取扱いについては1ヶ年は適用できないと云うふうな規定になつております。もち論1ヶ年経過すれば法の適用が受けられる訳であります。直ぐに撤去せよと云う様なことではないんです。と云うふうに思つております。

3 番～すでに、やがて1ヶ年にもなるがそれについて当局はどう云う措置をなされるつもりであるか、もうやがて法の適用を受ける期間にもなる。どう云う措置をなされるかそのまま放置するものか、法を適用して勧告して移転をさせるつもりであるか。

民生課長～それにつきましては、あくまでも環境衛生の上に立つて衛生設

がまざつたものであるかドラム缶に子供達が捨てるもんだから石が多いからこれは取らんと云う様な場合で拒否しておる実例があるが、この現状を聞いたことがあるかどうか。

民生課長～別にそう云う様なことまでは今まで聞いたことはございませんが、しかしこの汚物の程度と云いますか、それは石ころがまざつておると云う様なことは、これは常識によつて判断するより外にしようがないんじゃないかと云うふうに思います。

3 番～それは処理の条件になりますか。

民生課長～純然たる石だと云うことになると何んでしようね。

3 番～いやまざつている場合。

民生課長～まざつていう場合は取らないといけないんじゃないかと思えますが、それに石に汚染しておるといふ場合は、多分考えられる訳であります。

3 番～この衛生法によりますと、何か市当局から衛生法が適用されて、或は畜舎とか養けい業とか云うのは、街から移さなければいかんと云う様な伝達があつたと云う様なお話しを聞いて、そしてこの業者においてはあわてて直ぐに移転を始める準備をしておるし、又移転を始めておる方もおられるんだが、その中で法を守つて移転をやる方とあくまでも我々は前からこうだつたと云う様主張をする方が出てくると思んだが、その取り扱いについて当局はどの様に指導しどの様に措置をなさるおつもりであるか。

民生課長～その通達については、直接私、8月から来ておりますので、充分には解つておりませんが、しかし多分こう云うことだつたと私は思います。既設の法が施行されてから既設のちく舎とか、そう云つた清掃法に(抵触)する雑物等の取扱いについては1ヶ年は適用できないと云うような規定になつております。もち論1ヶ年経過すれば法の適用が受けられる訳であります。直ぐただちに撤去せよと云う様なことではないんです。と云うふうに思つております。

3 番～すでに、やがて1ヶ年にもなるがそれについて当局はどう云う措置をなされるつもりであるか、もうやがて法の適用を受ける期間にもなる。どう云う措置をなされるかそのまま放置するものであるか、法を適用して勧告して移転をさせるつもりであるか。

民生課長～それにつきましては、あくまでも環境衛生の上に立つて衛生設

備を充分にするなり、或はつ去しなればならん様な距離的に
てつ去しなればならん様な建物があまるならば、そろいつた
法の趣旨も充分に聞いているだけであらうと云
うふうなことを考へられるんじやないかと思ひます。

3 番～これは末だ当周として検討してない様であります、法がもうす
でに施行されて1ヶ月近く、やがて1ヶ月間にもなろうとしてお
るし、もうすでに該当者が出て来るとも思ひますが、
その措置を早急にどう云う方針でやると云うことを、方針を定
めてもらはう様にお願ひ致します。もう1つは、それに調致しま
して、ほとんどの貸住宅地帯が米軍も同じであります、衛生法
を無視して、法を無視してあつたおそれをお知らせする、メツキ
ンを設置せんで、海に流しておる現状をお知らせする、メツキ
ンに對しては、どう云う方法で改善させようかと思ひます。

民生課長～これは済州法にもあります様に、こう云つた恩恵を有する様な
便所（けいせしよ）と云うふうなことで區長さんを通じ、或
はそつと云つた貸住宅関係の建設業者ですか、そつと云うことも文書
を出して、どうして関係の許可を受けなければならぬ場合と
云うふうな伝達を通達しております、便所の設置等する場合は
是非衛生課の方と立合ひのにも建設をやらなければならぬ
と云うふうにしてあります。

3 番～私が申し上げるのは、法施行前にもうすでに設置されたが、法の
適用されて1ヶ月の猶予期間は、その後法が適用されていると
云うふうになる訳であります、その場合對して、法施行前
に出来たもの對しての改善命令を出したことがあるかどうか
ね、又それについて現在どういふ措置をされようかと思ひ
ます。

議長～14番議員の出席を報告します。

民生課長～既設のものに對しては、そう云うしん透しないような改善をや
れと云う通達もやられておる様であります。今後、そう云う地面
にしみ透る様な何がない様に充分に透つて見てもやりたいと云う
ふうな考へてありますが、その具体的な案と云うのは、今の所は
もつておりません。

3 番～私が申し上げるのは、地面にしみ透ると云う問題もありますが、
そのままの状態（ロカ）（メツキン）せんでそのまま海に流す
或は川に流している状態にあると、それを衛生上悪いと云う面

備を充分にするなり、或はてつ去しなければならん様な距離的にてつ去しなければならん様な建物が有りますならば、そういつた法の趣旨も充分に聞いていただいて善処する様にしてもらおうと云うようなことしか考えられるんじゃないかと思ひます。

3 番～これは未だ当局として検討してない様であります、法がもうすでに施行されて1ヶ年近く、やがて1ヶ年目にもなろうとしておるし、もうすでに該当者が出来来るんじゃないかと思ひますが、その措置を早急にどう云う方針でやると云うことを、方針を決定してもらふ様にお願ひ致します。もう1つは、それに関連致しまして、ほとんどの貸住宅地帯が米軍も同じであります、衛生法を無視して、法を無視してあのしつすいをそのまま口力、メッキン装置をせんで、海に流しておる現状をお知りだと思ふんだがそれに対しては、どう云う方法で改善させ様とお考えになつておるか。

民生課長～これは清掃法にもあります様に、こう養つた恩恵を有する様な便所は(けいせしやう)と云うふうなことで区長さんを通じ、或はそう云つた貸住宅関係の建設業者ですか、そう云うことも文書を出して、どうしても保健所長の許可を受けなければならぬと云うふうな伝達を通達しております。便所の設置等する場合は是非衛生課の方とも立合ひのもとに建設をやらなければならぬと云うふうにしてありますが全部が全部来るのは今の所ないのであります。

3 番～私が申し上げるのは、法適用前にもうすでに設置されたが、法の適用されて1ヶ年の猶予期間は、その後は法が適用されていると云うふうになる訳であります、その場合に対して、法適用前に出来たものに対しての改善命令を出したことがあるかどうかです。又それについて現在どういふ措置をされ様と云う考えを持つておるか。

議長～14番議員の出席を報告します。

民生課長～既設のものに対しては、そう云うしん透しないような改善をやれと云う通達もやられておる様であります。今後、そう云う地面にしみ透る様な何がない様に充分に週つて見てもやりたいと云うふうな考えであります、その具体的な案と云うのは、今の所はもつておりません。

3 番～私が申し上げるのは、地面にしみ透ると云う問題も有りますが、そのままの状態(口力)(メッキン)せんでそのまま海に流す或は川に流している状態にあると、それこそ衛生上悪いと云う面

であつてそのましましこましておると云う所も、これは相当ある
と思ひますが、問題は、今現に一番衛生上悪くないのは、そのま
川や海に流すのが、下では水あびもしてあるし、非常にあぶない
んではないかと、これは衛生法でもつて、取りしるべからなければ
ん問題であるのが、今後どう云う様な改善をやるか云う問題で
あるが、当局においては、まだそういふ面まではしてないとも
ことでありますが、これは、奥く研究されて、法が適用されても
すでに1ヶ年近くもなつて適用猶予期間ですが、すでに法が適用
せられると云う間近になつて来だされてないとも云う事態が私未だ
衛生面においての措置がまだなされてないとも云う事態がありま
すが、そう云う面で1日も早くそう云う措置を取つてもらう様
望して私の質問を終わりたいと思ひます。

12番～関連した点を質問します。市として1店(すり捨て場を)指定し
たからにはその管理面をどう云うふうになさつておられるか、そ
の点をお聞き致します。

衛生課長～それは、今環境衛生係の方が良くその指定の場所をめぐつてや
つておりますが、どうしてもきかないと云う様なものは、ブルト
ンガ一ガ一を持つて行つて、隠したり、おいかぶせたり等をしてやつ
ております。

12番～去つた議会において、私はこの質問に対して、質問をやつたこと
がありますが、それ以後何んら改善されてないと、私は見ていま
す。何故なれば、アメリカ当りが良くこの(大のシガイ)を持つ
て来て放置してある、そして一番が悪臭ブブンである、もうハ
工がまつくろくとまつてある、この状況を御覧になつたことが
ありますか。

衛生課長～ありません。

12番～これは現にあるんです。だからこの点を未だ御覧になつたことが
ないんですか。そうなれば、是非そう云う所も一応見ていただけ
れば、指導監督、或は悪いと云う面について、今後、きれいな捨
場にしてもらいたいと、要望を申し上げます。又、こう云うふう
現在のまま放置しておくとも云うと、伝染病の発生地にもなりが
ないと、そして迷惑するのは、附近住民であるとも云うことを念頭
に入れていただいて是非改善方をお願い致します。

5番～3番議員の質問に対する答弁の中に、野嵩の後にいわゆる(すり
捨て場ではないが、現状は500～600㎡にわたつて(すり)
が捨てられておると、そこで再三捨てるなと注意しているが、未
だ捨てられていると云うふうな説明でありましたが、その場所に

であつてそのまましましこましておると云う所も、これは相当あると思ひますが、問題は今現に一番衛生上悪くないのは、そのまま川や海に流すのが、下では水あびもしてあるし、非常にあぶないのではないかとこれは衛生法でもつて、取りしめらなければいかん問題であるのが、今後どう云う様な改善をやるかと云う問題であるが、当局においては、まだそういう面まではしてないとうことではありますが、これは良く研究されて、法が適用されてもうすでに1ヶ年近くもなつて適用猶予期間ですが、すでに法が適用されると云う間近になつて未だされてないとう事象が私未だ衛生面においての措置が未だなされてないとう思ふ訳であります、そう云う面でも早くそう云う措置を取つてもらふ様要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

12番～関連した点を質問します。市として1応(すり捨て場を)指定したからにはその管理面をどう云うふうになさつておられるか、その点をお聞き致します。

民生課長～それは、今環境衛生係の方が良くその指定の場所をめぐつてやつておりますが、どうしてもきたないと云う様なものは、ブルトナーを持って行つて、埋めたり、おいかぶせたり等をしてやつております。

12番～去つた議会において、私はこの質問に対して、質問をやつたことがあります、その後何んら改善されてないと、私は見ています。何故なれば、アメリカ当りが良くこの(大のシガイ)を持って来て放置しておる。そして一帯が悪臭ブツンである。もうハエがまつくろくとまつておる。この状況を御覧になつたことがありますか。

民生課長～ありません。

12番～これは現にあるんです。だからこの点を未だ御覧になつたことがないんですか。そうなれば、是非そう云う所も一応見ていただければ、指導監督、或は悪いと云う面について、今後、きれいな捨て場にしてもらいたいと、要望を申し上げます。又こう云うふうに現在のまま放置しておくとうと、伝染病の発生地にもないがねないと、そして迷惑するのは、附近住民であると云うことを念頭に入れていただいて是非改善方をお願い致します。

5番～3番議員の質問に対する登弁の中に、野高の後にいわゆる(すり捨て場ではないが、現状は500～600㎡にわたつて(すり)が捨てられておると、そこで再三捨てるなと注意しているが、未だ捨てられていると云うような説明でありましたが、その場所に

(手リ)を捨てるなど云う立札がありますか。

民生課長～だから先程申し上げました様に何回もやつたんですが、その立札でさえ夜になつたら持つて行つてしまふと、ひる間は捨てないんだが夜こつそり持つて来ると云うのが、今まで続いたと云うことになつておりますそれで立札をその場所に立てたらその立てた場所だから、そこには云けないと云うことで、かえつて立札のさされてない、普天間に近い距離的に近い様な所に捨て始めているのが、又ある訳です。だからそう云う所を何んとかしてこれを何じないと云う考えを持つております。

5 番～そこは立札を市当局の手で立てられた訳ですか。

民生課長～はい。そうです。

5 番～そうすると、立であつたら、夜間にこつそり又よその場所に移されておると云うことでありますが、そう云うことは、何回位ありますか。つまり1回立てた後で持ち去られた、その後又立てたことがありますか、その後ほつたらかしてあるんですか。

民生課長～その回数には未だわかつておりませんが、とにかく2～3回位立てたんじゃないかと思つております。

5 番～先の説明にもありました様に、政府道のすぐそばに、しかも500～600mの地域にわたつて、いわゆる(手リ)が捨てられて、従つてきたない現状を示していると云うことが、現に当局も認めていないから、注意しても尚引続き捨てられているからと云うだけの理由で、そのまま放置しておくことは、これは非常に遺憾な事柄であります。或方法を持つて更にそこに(手リ)を捨てさせない様なことが出来なければ、もう一歩進んで、他の方法、その方法を持つてしても尚買約がたつせられなかつたら、更に一歩進んで、他の方法、こう云ふような積極的の施策を進めてもらわんと、今の調子ではあと何十年たつても、そこはきださない場所として残るでしょう。きつとそこでどうしてもそこは(手リ)を捨てられたんじや直野市の対面、更にもち論この衛生面についてであります。ひいては対面にかかります。その面から検討致しても、どうしてもそこは(手リ)が捨てられたんじや、もう無条件にいかないが、と云う議論が出ています。今後どうしてもその場所に(手リ)を捨てない様に積極的に何らかの方法を構じてもらいますか。そこで先程大川議員の質問にもありました様に、軍の部隊から来ますか、いわゆる軍施設内から運んで来た(手リ)をそこに捨ると云うふうな、そういうふうな形跡もありますか。附近住民だけが捨てるなど注意しているんだが捨ててありますか。それとも軍施設内から運んで来た(手リ)もそこに捨てられた様に思いますか、当局では。

(子リ)を捨てるなと云う立 がありますか。

民生課長～だから先程申し上げました様に何圓もやつたんですが、その立 でさえ夜になつたら持つて行つてしまうと、ひる間は捨てないんだが夜こつそり持つて来ると云うのが、今まで続いたと云うことになつておりますそれで立札をその場所に立てたらその立てた場所だから、そこには云けないと云うことで、かえつて立札のされてない、普天間に近い距離的に近い様な所に捨て始めているのが、又ある訳です。だからそう云う所を何んとかしてこれを何したいと云う考えを持つております。

5 番～そこは立札を市当局の手で立てられた訳ですか。

民生課長～はい、そうです。

5 番～そうすると、立てあつたら、夜間にこつそり又よその場所に移されておると云うことでありますが、そう云うことは、何圓位ありますか。つまり1圓立て後で持ち去られた、その後又立てたことがありますか、その後ほつたらかしてあるんですか。

民生課長～その圓数は私には未だわかつておりませんが、とにかく2～3圓位立てたんじゃないかと思つております。

5 番～先の説明にもありました様に、政府道のすやそばに、しかも500～600mの地域にわたつて、いわゆる(子リ)が捨てられて、従つてきたない現状を示していると云うことが、現に当局も認めていないから、注意しても尚引続き捨てられているからと云うだけの運用で、そのまま放置しておくことは、これは非常に遺憾な次第であります。或方法を持つて更にそこに(子リ)を捨てさせない様なことが出来なければ、もう一歩進んで、他の方法、その方法を持つてしても尚買約がたつせられなかつたら、更に一歩進んで、他の方法、こう云うふうな積極的の施策を進めてもらわんと、今の調子ではあと何十年たつても、そこはきたない場所として残るでしょう。きつとそこでどうしてもそこは(子リ)を捨てられたんじや宜野湾市の対面、更にもち論この衛生面についてであります。ひいては対面にかかります。その面から検討致しましても、どうしてもそこは(子リ)が捨てられたんじや、もう無条件にいかないがと云う結論が出ています。今後どうしてもその場所に(子リ)を捨てない様に積極的に何らかの方法を講じてもらいますか。そこで先程大川議員の質問にもありました様に、軍の部隊から来ますか、いわゆる軍施設内から運んで来た(子リ)をそこに捨てると云うふうな、そういうふうな形跡もありますか。附近住民だけが捨てると注意しているんだが捨ててありますか。それとも軍施設内から運んで来た(子リ)もそこに捨てられた様に思いますか、当局では。

民生課長～軍からは、ないんじゃないかと思っております。

5 番～今の所軍から捨てられている形跡は、はつきりしたことはわからん訳です。 (ハイ)

若しそう云う形跡があれば、直接手続を取つて正式の手続で軍部隊にそこに(手り)を捨てるなと云うふうな、いわゆる抗議、そう云うふうな手続も当然とつて然るべきだと思ひます。今御説明によりまして、部隊から運んで来た(手り)が捨てられた形跡が未だ認められずと云うこととであれば当然、これは市員が或は附近の住人からこつそり持つて来て捨てると云うことが充分考えられる訳ですが、必要があれば夜間そこを警備を立てて一定期間そんなに注意監視はかからんと思ひます。いわゆるその前科がどう云うふうな状態てくりかえされているかつきとめるためには、必要の手段としてそこに調査のため一定期間夜間監視を立てるなり、そう云つた適当な方策を構はつてもらわんかと思ひます。そう云うふうに積極的に衛生面に対して、手を打つて考えがおりますか。

民生課長～はいそうです。それは先程から申し上げております通り非常に悪臭もして公道に面した所でもあるしこれを絶対になにしたと云う様な考えを持ってあります。

12 番～調運してこの捨て場ですね。これは軍民共同の(手り)場になつていすか、それともどこが指定してあるんですか。

民生課長～市が指定してあります。

12 番～じや軍も捨てていと云うことになつて居る訳ですか。

民生課長～ええ、軍も来てあります。

議長～暫く休憩致します。(午讀 11時7分)

議長～再開致します。(午讀 11時10分)

議長～4 番議員の出席を報告致します。

10 番～今先の休憩中に場所の適當であるかないか聞きました所、適當と云う様なお声でありましたが、私は民家に非常に近いので好ましい場所ではないと思ひますので當所としてもその場所をもつて探して貰ひたいと云う御要望を申し上げます。

9 番～直野灣市漁業協同組合結成準備における状況の説明をお願い致します。プリントには書いてありませんが、これとつけ加えて都市計画製立地域内にアサリ貝の養殖計画があると聞いておりますが、製立問題と、今後

民生課長～軍からは、ないんじゃないかと思っております。

5 番～今の所軍から捨てられている形は、はつきりしたことはわからん訳です。 (ハイ)

若しそう云う形跡があれば、直接手続を取つて正式の手続で軍部隊にそこに(すり)を捨てるなど云うふうな、いわゆる抗議、そう云うふうな手続も当然とつて然るべきだと思ひます。今御説明によりますと、部隊から運んで来た(すり)が捨てられた形跡が未だ認められぬと云うことであれば当然、これは市民が或は附近の他村からこつそり持つて来て捨てること云うことが充分考えられる訳ですが、必要があれば夜間そこに警備を立てて一定期間そんなに淫濫経費はかからんと思ひます。いわゆるその前科がどう云うふうな状態でくりかえされているかをつきとめるためには、必要の手段としてそこに調査のために一定期間夜間監視を立てるなり、そう云つた適当な方策を構じてもらわんといかないと思ひます。そう云うふうな積極的に衛生面に対して、手を打つ考えがありますか。

民生課長～はいそうです。それは先程から申し上げております通り非常に悪臭もして公道に面した所でもあるしこれを絶対になにしたいと云う様な考えを持つております。

12番～関連してこの捨て場ですね。これは軍民共同の(すり)場になつてますか、それともどこが指定してあるんですか。

民生課長～市が指定してあります。

12番～じや軍も捨てていると云うことになつて居る訳ですか。

民生課長～ええ、軍も来ております。

議長～暫く休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

10番～今先の休憩中に場所の適当であるかないか聞きました所、適当と云う様なお声でありましたが、私は民家に非常に近いので好ましい場所ではないと思ひますので当局としてもその場所をもつを採して載いて、そこから移していただきたいと云う御要望を申し上げます。

9番～直野湾市漁業協同組合縮減準備における状況の説明をお願いします。プリントには書いてありませんが、これとつけ加えて都市計画埋立地域内にアサリ具の養しよく計画があると聞いておりますが、埋立問題と、今後

における当局の問題についての御見解を願います。

市長～只今の質問は疑義における状況の説明となつておりますが、どのようなことですか。

9番～宜野湾市の漁業組合を結成するまでに、どの位の市民が漁業組合を設立しなければいけないかと云う様な、組合の結成の状況について、水産組合を結成しなければいけないと云う現在の状態ですが、これをお聞きしている訳です。

市長～大体どういうことですか。組合は結成されておりましたが、どう云う状態にあるかと云うことですか。

9番～はい。

市長～主管課長の方から御説明させます。

経済課長～只今の御質問に対しまして、私から御答弁申し上げます。先ず第1点の漁業協同組合の設立の現況、状況を御説明申し上げます。今年の2月から3月頃からと思っておりますが、漁業者の間から市の漁業協同組合を設立したいと云う様な声がありまして、たゞたび経済課の方に見えたわけでもあります。それで漁業協同組合と云うものは、いわゆる協同組合と云うものは、協同組合法に基づきまして法定組合でありますので、その組合の設立と云うことは法的な相当なむづかしい手続が要し、尚これを設立した後も、これの運営については、相当の経費と、それから人とを要するわけがあります。それで業者の方々は簡単にいわゆる任意組合的な考で簡単に漁業協同組合と云うものを考えているのではないかと云うふうにもうらうために、政府の協同組合課と、それから水産課にお願いしまして、組合設立の方法、それから今後の漁業の問題等につきまして、説明会を5月18日にもつたわけがあります。それで一応その時に組合の手続方法等も説明を受けたわけがあります。それで漁業者の方としましては、是非そういうことでありまして、組合を作りたててもいいと云う様な熱意がもたれまして、それでこの組合を作るに当りましては相当の経費もかかるんだがその経費についてもこれは市の1つの産業として、当然市がこれを奨励すべきであると、又援助すべきであると云う様な、漁業者から非常に強い申し入れを受けたわけがあります。それで6月の定例議会の64年度の予算の中にも是非これを計上してくれと要望があつたわけですが、その当時具体的にどう云う経費がかかるのか、それを具体的にもつてこない限り、予算化は出来ないと云うことで、予算には計上してはなかつたわけがあります。それが相当組合の設立に熱意がもたれまして、去つた6月頃からいよいよ組合を作ると云うことに

非申方との余行爲なく様しては作どたし地の了あんタ需てくま。○さ位の有組統對業華びつ○合
は、この市とわ休類、と組う設め政同出、しれ、た付、
のこ市とい大をば、ほなそが認で協がた空そが免つミか、
い、又は、ない大をば、ほなそが認で協がた空そが免つミか、
なら、は、得、就、し、手、し、も、無、が、組、立、こ、海、運、去、が、き、ま、に、
か、云、上、を、手、ま、の、ま、ど、名、だ、登、設、野、運、去、が、き、ま、に、
わ、と、以、る、可、至、設、立、し、れ、有、ん、充、の、す、宣、合、て、
分、異、あ、る、ざ、可、至、設、立、し、れ、有、ん、充、の、す、宣、合、て、
は、つ、業、り、設、り、ま、し、の、だ、と、し、は、組、り、し、は、ま、ら、
我、や、取、り、設、り、ま、し、の、だ、と、し、は、組、り、し、は、ま、ら、
は、方、然、れ、で、そ、れ、行、組、協、が、ほ、組、で、わ、あ、ま、し、
の、当、り、は、課、の、す、合、に、合、は、も、の、き、が、し、そ、
つ、市、も、は、課、の、す、合、に、合、は、も、の、き、が、し、そ、
に、で、し、り、済、め、て、そ、の、間、し、揚、あ、か、個、答、同、と、
面、の、と、限、置、あ、て、し、漁、業、体、海、れ、ど、う、課、ど、
蓄、る、市、と、あ、し、け、ま、す、漁、業、体、海、れ、ど、う、課、ど、
事、の、で、あ、し、け、ま、す、漁、業、体、海、れ、ど、う、課、ど、
そ、の、任、望、主、を、取、り、ま、す、漁、業、体、海、れ、ど、う、課、ど、
て、の、け、う、し、を、予、定、あ、て、組、で、な、る、あ、う、
ま、し、市、受、云、ま、し、を、予、定、あ、て、組、で、な、る、あ、う、
な、り、は、を、予、定、あ、て、組、で、な、る、あ、う、

なりまして、その事務面については、我々は充分わからないので、是非これは市の責任であるので、市の方でやつて呉れと云う様なことと申し入れを受けまして、市としても当然一産業である以上は、又市民の方々がそう云う要望がある限りは、これは取り上げざるを得ないと云うことになりました。主として経済課の方でこの設立認可の手続、いわゆるその手配準備をしたわけでありまして、それで7月に至りまして、大体設立総会の日取りも予定致しまして、組合課に行きまして設立の手配を頼む様に行つたわけでありまして、その時に協同組合課の方でしましては、現に沖繩全島においては、漁業協同組合が相当あるんだけれども、ほとんどが不振組合で、組合が一体としてほとんどないと、有名無実な組合がたくさんあるので、宜野湾の場合も組合を設立はしたんだが、そう云う様な不振組合になるおそれがあるので、我々としては充分組合が設立して不運営が可能であるかどうか見きわめん限りは組合の設立は認めることは出来ない、こう云う様な回答があつた訳であります。これで政府としては水産課と協同組合課と協同しまして、はたして宜野湾に協同組合を作る様な価値があるかどうか、そして作つた後は組合の運営が出来るかどうかと云うことを調査すると云うことになりました。去つた8月日調査したと思つておりますが、水産課と協同組合課から調査員が来まして調査した結果、色々組合員にならうとする方々の意見も聞き、それから現地の方も見まして、色々漁業者の要望も聞いた訳であります。特にその時に政府の方々が組合を設立しても良いと云うように考えられたのであります。アサリ貝の養殖が非常に有望であると云うようなことに目をつけたのであります。アサリと云う貝は御承知と思いますが、大体シジミ貝とほとんど用途が同じ様なものであります。シマシジミ貝ですか、これのタシに使うと、或は病人に相当の効果があると云う様なことで、相当な需要がありまして、これはもともとひ行機なんかから本土から輸入されておつた(シジミ貝)がこのアサリが出て来たために、これをはいらなくなしたと、又ドルの流出防止も兼ねておると云う様なことが考えられました。その生産はほとんど全島の生産のほとんどの大半(或は7、80%)が宜野湾の海特に伊佐浜の海から出ていると云う様なことが確認されました。今夏であります、大体1日に200キロ位、300キロ位も水揚げされていると云う様なことが認められました。それで調査員の方々が今度の我々の調査の結果は、非常に宜野湾市の水産協同組合は有望であるので設立をする様に、我々としてはこれを復命すから早く組合設立の準備を進めて呉れと云う様なことになりました。それから引続組合設立に対する色々な準備を備えているわけでありまして、それに対しては総て定款案とか、或はその他の規則、契約、その他色々な事業計画、設立案面に対しても、ほとんど経済課の方が担当しましてすでに準備を終つております。それに来る10月4日に創立総会をもつ様な運びに現在なつております。今組合に入ろうとする方々の数が96名になつております。大体主としては、伊佐浜と伊佐と宇地泊の方々に、約50名が宇地泊、50名が伊佐の方々になつております。以上協同組合の現況は今説明した通りであります。

それから第2点の質問であります。いわゆる漁業協同組合を設立する最大の目的は漁業権をかく得るために設立するわけであり。それではこれをかん拓する、埋立をするとう場合には、当然そこには補償問題と云うものが起きて来る訳であります。かん拓、埋立の申請の場合には、市町村の意見を聴くと同様漁業権とか、そう云う権利の取得者がある場合には、その権利取得者の承諾書を添付しなければ認可申請が出来ない様になつておるので、当然ここには認可申請をする場合には漁業権をかく得られた場合にはそれに対する、いわゆる有償無償にかかわらず何かそこに承諾と云うものがなければ申請が出来ないと云うことになりまして埋立とは当然重大関連が出て来ると云うことは、はつきりしているわけであり。しかし今の現状としましては、漁業協同組合を作ろうとしているのが現時点においては先でありますので、未だ埋立の実際の計画もしてないのに対して、これを今後埋立をするから待つておくと、止めるわけには行かないのであります。これは協同組合法によりまして、15名以上の人々が組合を設立認可申請をした場合には、法違反それが不適合なものがない限り、行政主権が当然認可しなければいけぬと、これを却下した場合にも、それも相当な理由がなければいけぬし、その理由に対しても、その認可申請をした方々が不服であるならば、これを裁判所に提訴して裁判を受ける権利があるわけであり。だからそう云う意味から言ひましても、これは今の所重大な埋立関連があるから、市としてはこれをさし止めると云うような処置には到底出られないと、こう云うふうに考えております。

9 番～埋立問題に障害になつておるのが、補償問題であります。それで一般的これは単なる榮稿がちであるかも知れませんが単なる埋立の補償問題で協同組合を設立するのではないかと云うような話があるわけ。そう云う意味で協同組合としての、本当の必要性があると云うことをもつと社会としての新聞紙上にしておる。実際に組合を設立するとう状態になつておるのは、わからないもんだからそう云う状態におきましても（市民）としてわからない訳です。埋立の補償問題をもち出したために組合を作るのであるのか、そう云う誤解を受けるような点からこの漁業協同組合の設立と組合による養殖関係と、埋立による問題は、今後大いに検討して進めてもらいたい。

5 番～関連して質問致します。

只今安里議員に対する課長の答弁は、重要発言であります。そこで1週間清足するまで1日かかろうが、1週間かかろうが質問致します。先程漁業組合精成に当つては、当局は指導責任の面において、責任があると云うふうに云われたから、その責任を感じて指導助言を現在までやつておると云うようなお話しでありました。そうであつたですね。

経済課長～はい。

5 番～そこでそう云う立場で指導助言をやつていられるなら、精成した後の方

の鑑て認識の上で指導助言をやつておられると解しやくします。課長の説明の中にもありましたが、漁業組合設立の真の目的は漁業権の設定である。漁業権が設定された場合には当然その場所にその後公営水面が埋立を突進に移す段階に来て、法的な手続として、当然その認可の手続を得なくちやいけないと云うような話もありました。そう云う点を一応念頭において納得出来るように答弁して下さい。小さなところから質を問致します。アサリ貝を養殖するに適當な場所であるか云う調査の結果が出たと云うお話しでありましたが、アサリ貝を養殖に適當な水深はどの位ですか。

濠済課長～これは満潮時のことは分りませんが、とにかく潮が引かなければいけないわけでありまして。(ひがた)でなければいけない。砂がなければいけない。

5 番～潮が引いた場合いわゆる陸地見たいな状態になるような場所と云うわけですか。

濠済課長～はい。

5 番～その場所は砂地でなければいけないのか、それとも岩であつても良いのですか。

濠済課長～砂とどろと適當に入つた所でないとは適當でない。

5 番～とすると直野橋市当局においては、すでに議会の議決を得たマスタープランなるものが現実に、そこに存在します。そのマスタープランの中には伊佐浜地先から宇地浦地先まで40万坪前後が埋立計画として、ちやんと一線を画して設定されております。その事案を認識しながら、更に漁業組合、アサリ貝の養殖には今云われたように砂とどろが適當にまざつた場所と云うふうでありましたが、その埋立計画の中にそう云う場所はどの位ありますか。

濠済課長～図面での照合はしておりませんが、ほとんど埋立計画地域は含まれるのではないかとお尋ねしております。

5 番～私がおのこの辺の海に行つて、自分なりに知つている範囲内から申しますと岩の上にいわけのコケが控えている。コケがついてると云う程度はあるが、砂とどろと一諾になつた場所はありません。投港のカクイワタの方から流れてくる川下ですね、その附近いわけの養殖所の所に軍艦隊の船の横付するところがありますが、おの附近一帯はそう云う場所に、或は歩いて見なせないこともないんですが、それから東北の方に伊佐浜にかけて砂とどろが一諾になつていよう場所がどこにありますか。調査したからには、そこに具体的にどう云う状態であると云うことは、

の總て認識の上で指導助言をやつておられると解しやすくします。
課長の説明の中にもありましたように漁業組合設立の眞の眞的は漁業権
の設定である。漁業権が設定された場合には当然その場所にその後公
有水面が埋立を実施に移す段階に来て、法的手續として、当然その認可
の手續を得なくちやいけないと云うような話もありました。そう云う
点を一応念頭において納得出来るように答弁して下さい。小さなことか
ら質問致します。アサリ貝を養殖するに適當な場所であると云う調査の
結果が出たと云うお話しでしたが、アサリ貝養殖に適當な水深は
どの位ですか。

經濟課長～これは清潮時のことは分りませんが、とにかく潮が引かなければいか
ないわけでありませぬ。(ひがた)でなければいけない。砂がなければい
かない。

5 番～潮が引いた場合いわゆる陸地見たいな状態になるような場所と云うわけ
ですか。

經濟課長～はい。

5 番～その場所は砂地でなければいけないのか、それとも岩であつても良いで
すか。

經濟課長～砂とどろと適當に入つた所でないと適當でないと。

5 番～とすると宜野湾市当局においては、すでに議会の議決を得たマスターブ
ランなるものが現実に、そこに存在します。そのマスタープランの中には
伊佐浜地先から宇地泊地先まで40万坪前後が埋立計画として、ちや
んと一線を画して設定されております。その事実を認識しながら、更に
漁業組合、アサリ貝の養殖には今云われたように砂とどろが適當にまざ
つた場所と云うふうでありましたが、その埋立計画の申にそう云う場所
はどの位ありますか。

經濟課長～図面での照合はしておりませぬので分りませぬが、ほとんど埋立計画
地域は含まれるんではないかとお考考えております。

5 番～私がその辺の海に行つて、自分なりに知つている範囲内から申しますと
岩の上いわゆるコケが生えている。コケがついてると云う程度はあ
るが、砂とどろと一帯になつた場所はありません。波の力クイワタの
方から流れてくる川下ですわ、その附近いわゆる発電所の所に軍関係の
船の横付するところがありますが、あの附近一帯はそう云う場所に、或
はしいて見なせないこともないんですが、それから東北の方に伊佐浜に
かけて砂とどろが一帯になつている場所がどこにありますか。
調査したからには、そこに具体的にどう云う状態であると云うことは、

御説明願います。

漁業課長～そう云う所が理想的地方であると、よけいな養殖として道当であると云う意味であつて、何もそれが場所がどこであると云うわけではないわけです。現に伊佐浜の海岸は良いではないかと云うことであります。

5 番～それは設立して1ツの営利事業であるはずで、営利事業であるからには、どうしても採算制がなくちゃ、それは考えられません。そこでアサリはどこでもいる。1ツ2ツ或は1コ2コとも云うようなことは理由が成立しません。採算の取れる営業を養成するためには、どうしてもそこに必要以上の養殖が出来なくてはいかんはあります。ですから一番最初に私はアサリ養殖として道当な水深、そしてその場所等をお聞き致しました所、それに対して水深はいわゆる湘が引いた場合に、そこはからからになる場所状態の場所、その次に要件としてどろと砂が道当にまぎつた所、そう云う前提でなければ、いわゆる採算が取れない理由にみなしてさしつかえないですか。

漁業課長～それは自然のまま放入すれば、しかし方法は又どろをもつて行つて道当にその道地を作ると云うことも出来ると云うこともあります。

5 番～しからはば早速して次に進めます。都市計画は長い期間を当周並に都市計画審議委員会、更に議会と云うふうに湘に検討を加えて出来あがつたのがマスタープランであります。未だ認可申請の手続を受けていないので、法的マスタープランでないし、とにかくそのように検討審議をえたとあります。これは1ツの宜野湾市の大きな施策のものとあります。こう云う重要な施策が面前として既成事実となつておられるには、どうしても漁業権者に対して、いわゆる認可の手続を得なければ出来ぬ。具體的にそれを進める場合に、やはり妥当な補償が必要である云う説明でありました、そうなりますと、あらかじめそう云つたことを前提で、この問題にとつておられるわけですか。

漁業課長～だからですね、実際上はそれはそれは市の方として設立して、そして国土を拡張することによつて市の発展は、漁業協同組合を作るよりも有利である云うことは、誰れも私は、はつきり考えられると思うんですが、しかし今組合を作ろうとする人々に全面的にこれを主張することはないと思う、何故かと云うと、組合員は自分達としては作りたいと云う自然のこれは市民の権利であるので、これをおさえることが出来ないと云うだけあります。

5 番～指導助言はなくても組合設立の必要があると思われるものだから設立に当つては当然当周も設立までは責任があると云うような申し入れを受けて、責任ありと感じて一諾にやつて来たと云うお話してありましたが、

御説明願います。

経済課長～そう云う所が理想的であると、よけいな養殖として適当であると云う意味であつて、何もそれが場所がどこであると云うわけではないわけです。現に伊佐浜の海岸は良いではないかと云うことであります。

5 番～それは設立して1ツの営利事業であるはずで、営利事業であるからには、どうしても採算制がなくちや、それは考えられません。そこでアサリはどこでもいる。1ツ2ツ或は1コ2コとも云うようなことは理由は成立しません。採算の取れる営業を養成するためには、どうしてもそこに必要以上の養殖が出来なくてはいかんはあります。ですから一番最初に私はアサリ具の養殖として適当な水深、そしてその場所等をお聞き致しました所、それに対して水深はいわゆる潮が引いた場合に、そこはからからになる場所状態の場所、その次に要件としてどろと砂が適当にまざつた所、そう云う前提でなければ、いわゆる採算が取れない理由にみなしてさしつかえないですか。

経済課長～それは自然のまま放入すれば、しかし方法は又どろをもつて行つて適当にその適地を作ると云うことも出来ると云うこともあります。

5 番～しからは関連して次に進めます。都市計画は長い期間を当局並に都市計審議委員会、更に議会と云うふうに綿密に検討を加えて出来あがつたのがマスタープランであります。未だ認可申請の手續を受けてないので、法的マスタープランでないにしろ、とにかくそのように検討審議をえたマスタープランであります。これは1ツの宜野湾市の大きな施策のもとであります。こう云う重要な施策が面前として既成事実としてあつながら、今の漁業権を認定した場合には、この都市計内の埋立計画を遂行するには、どうしても漁業権者に対して、いわゆる認可の手續を得なければ出来ない。具体的にそれを進める場合に、やはり適切な補償が必要であると云う説明でありました、そうなりますと、あらかじめそう云つたことを前提で、この問題にとつんでおられるわけですか。

経済課長～だからですね、実際上はそれはそれは市の方として埋立して、そして國土を拡張することによつて市の発展は、漁業協同組合を作るよりも有利であるとするのは、誰れも私は、はつきり考えられると思うんですが、しかし今組合を作ろうとする人々に全面的にこれを主張することはないと思う、何故かと云うと、組合員は自分達としては作りたいと云う自然のこれは住民の権利であるので、これをおさえることが出来ないとするだけあります。

5 番～指導助言じやなくて組合設立の必要があると思われるもんだから設立に当つては当然当局も設立までは責任があると云うような申し入れを受けて、責任ありと感じて一踏にやつて来たと云うお話してありましたが、

責任ありと云うことは主観ですか、法的義務行為ですか。

経済課長～漁業として、一産業としての見方であります。

5 番～産業としての。

経済課長～はい

5 番～私がここで明確にしておきたいのは、そう云う申し入れがあつたのに対して責任がありと感じたのでと云うことであります。その責任ありと感じて認定したのは単なるいわゆる儀礼上の問題ですか、法的問題ですか、それは一職員、課長としてのいわゆる職責上の義務的立場からの責任ありと云うことですか。

経済課長～主管課としての考え方です。漁業、水産業と云うのは経済課の管轄です。

5 番～あくまで部計と関連して答弁して下さい。

経済課長～だから部計としての関連からは、いわゆる先私が申し上げた様なことが本当だと思えます。

5 番～つまり施策と相反するところの指導助言をしていると云うことになるわけですか。

経済課長～だからこれがですね、同じ時点にあるならば、当然これは漁業協同組合は漁業協同組合と云うよりは、その漁業権かく得にあつては当然考慮すべきであります。今のところ実際はこのかん拓事業が同じ時期にならないんですから、あれが来るまで待ちなさいと云うことが主張出来るかどうかと云うことであります。私が云うのは、

5 番～もち論漁業組合設立を希望したい方々はその目標にたつて養育の方向ををやられるのに対して、市当局が何等のいわゆる~~規制~~の権限もないはずであります。私はそのことを疑問になつてはおりません。当局に
周において、市においてここにマスタープランの中においても、すでに
望立地域として~~予~~定されているのに、漁業組合を設立された場合には
目標は漁業権設定であると云われております。当然そこにつき進んで行
つた場合には、補償と云う大きなかべにぶちあたります。
その事実を認識しながら施策と、すでに既定方針と相反するところの漁
業権設立に先程も申し上げましたように、組合を設立したい方々は自
意志であります。私が非常にそこで明確にしておきたいのは、当局の責
任ある一課長の一存で責任があると云う認識の上に立つて、その設立の

責任ありと云うことは主観ですか、法的義務行為ですか。

経済課長～漁業として、一産業としての見方であります。

5 番～産業としての。

経済課長～はい

5 番～私がここで明確にしておきたいのは、そう云う申し入れがあつたのに対して責任がありと感じたのと云うことであります。その責任ありと感じて認定したのは単なるいわゆる儀礼上の問題ですか。法的問題ですか、それは一職員、課長としてのいわゆる職務上の義務的立場からの責任ありと云うことですか。

経済課長～主管課としての考え方です。漁業、水産業と云うのは経済課の管轄ですので。

5 番～あくまで都計と関連して答弁して下さい。

経済課長～だから都計としての関連からは、いわゆる先私が申し上げた様なことが本当だと思えます。

5 番～つまり施策と相反するところの指導助言をしていると云うことになるわけですか。

経済課長～だからこれがですね、同じ時点にあるならば、当然これは漁業協同組は漁業協同組合と云うよりは、その漁業権かく得にあつては当然考慮すべきであります。今のところ実際はこのかん拓事業が同じ時期にないもんですから、あれが来るまで待ちなさいと云うことが主張出来るかどうかと云うことであります。私が云うのは、

5 番～もち論漁業組合設立を希望したい方々はその目標にたつて養殖の方向ををられるのに対して、市当局が何等のいわゆる 制の権限もないはずであります。私はそのことを疑問になつてはおりません。当局に局において、市においてここにマスタープランの申においても、すでに埋立地域として予定されているのに、漁業組合を設立された場合には目標は漁業権設定であると云われております。当然そこにつき進んで行つた場合には、補償と云う大きなかべにぶちあたります。その事実を認識しながら施策と、すでに既定方針と相反するところの漁業権設立に先程も申し上げましたように、組合を設立したい方々は自由意志であります。私が非常にそこで明確にしておきたいのは、当局の責任ある一課長の一存で責任があると云う認識の上に立つて、その設立の

目標として動いているのはどう云うわけでありませうかを聞いておられます
いわゆる施策に相反しないかどうかを聞いておられます。

経済課長～私は自分の担当した職掌の内容の一部と考えております。

5 番～自ら担当した内容でありまして、それは市長からあたえられた権限
の一部を行費する場合には、あくまで市長の施策の範囲内の突せん枠の
限定と云うのがあはずであります。たとへ趣旨が、たとへ関連がどう
であろうと、目的その他の方針において、一定範囲内があるはずであり
ます。方針その枠内をはみださないで、枠と云うものは市長の施策が大
きな枠であります。その枠をはみださないで、まかせられたとか、あた
えられたのがその各々の担当課の課長の権限でありまして、ただ自らに
所属する問題であるから、その立場のみからの考えで行動に移つたと云
うことはどうしても腑におちない。
つき進んで質問致します。若し漁業設定が目的でありますならば、あら
らかじめそこに計画と云うのがあはずであります。その計画の中にお
いて、漁業権設定をしたいと思う場所を具体的に説明して下さい。

経済課長～これは末だわかりません。

5 番～しかし責任あると云う認識のもとで指導助言にあたつておられるのに、
只わかりませんと云うことは腑におちません。

経済課長～これはですね、漁業権と云うものは、協同漁業権が先ず一応取られる
と云うことです。それから区画漁業権も取られると、これは一応組合が
設立されて始めて組合の意志で決めるものでありまして、今はつきりし
ているような段階のものではないわけでありませう。

5 番～ですから私は計画を聞いているわけです。

経済課長～計画としては、協同漁業権を取ると、それから区画漁業権を取ると云
うことが今の目標になつております。

5 番～そう云うように、いわゆる漁業権設定が終局目標であるとするとは、
課長自らの答弁で説明がありました。その位やられる認識のもとに漁
業権をされるならば、どこからどこまで漁業権を設定するかと云う1ツ
の目標があるはずでせう。

経済課長～共同漁業権になりますと、いわゆる宜野湾の地域は全部と云うことにな
るんじゃないかと思ひます。

5 番～そう致しますと都市計画の逆にもどりますが、都市計画で計画されてい
るところの伊佐浜地先から宇地浦地先の基立計画ですね。これは当然そ

目標として動いているのはどう云うわけでありませうかを聞いておられます。いわゆる施策に相反しないかどうかを聞いておられます。

経済課長～私は自分の担当した職務の内容の一部と考えておられます。

- 5 番～自から担当した内容でありませう、それは市長からあたえられた権限の一部を行使する場合には、あくまで市長の施策の範囲内の実せん枠の限定と云うのがあるはずであります。たとへ趣旨が、たとへ関連がどうであろうと、目的その他の態において、一定範囲内があるはずであります。態とその枠内をはみださないで、枠と云うものは市長の施策が大ききな枠であります。その枠をはみださないで、まかせられたとか、あたえられたのがその各々の担当課の課長の権限でありませう、ただ自分に所属する問題であるから、その立場のみからの考えで行動に移つたと云うことはどうしても解におちない。つき進んで質問致します。若し漁業設定が目的でありますならば、あらかじめそこに計画と云うのがあるはずであります。その計画の中において、漁業権設定をしたいと思ふ場所を具体的に説明して下さい。

経済課長～これは未だわかりませう。

- 5 番～しかし責任あると云う認識のもとで指導助言にあつておられるのに、只わかりませうと云うことは解におちませう。

経済課長～これはですな、漁業権と云うものは、協同漁業権が先ず一応取られると云うことです。それから区画漁業権も取られると、これは一応組合が設立されて始めて組合の意志で決めるものでありませう、今はつきりしているような段階のものではないわけであります。

- 5 番～ですから私は計画を聞いていますわけです。

経済課長～計画としては、協同漁業権を取ると、それから区画漁業権を取ると云うことが今の目標になつておられます。

- 5 番～そう云うように、いわゆる漁業権設定が終局目標であるとするのは、課長自からの答弁で説明がありました。その位やられる認識のもとに漁業権をされるならば、どこからどこまで漁業権を設定するかと云う1つの目標があるはずですよ。

経済課長～共同漁業権になりますと、いわゆる宜野湾の地域は全部と云うことになるんじゃないかと思ひます。

- 5 番～そう致しますと都市計画の逆にもどりますが、都市計画で計画されているところの伊佐浜地先から宇地浦地先の埋立計画ですな。これは当然そ

の目標はねらうところの漁業権設定までと云つた場合には、当周の呈立計画と、調達致しまして補償問題が必然的にここに発生して来ますね。～経済課長～はい
その場合に呈立に当周の全体の立場から、宜野湾市発展の総合的見地から検討致しまして、適当な補償があれば呈立計画を優先すると云う見地で漁業権を、いわゆる放棄する考えでありますか。

経済課長～これは私では一寸答えられませんが、私としてこう云うように

5 番～責任をもつて指導にあたえられておるんだから、そう云うような答弁をして下さい。

経済課長～いわゆるこれは組合の意志で決めるべきであつた。

5 番～私は現段階の計画であるはずですが、計画にあるにしろ、一定の具体的計画があるはずで。

経済課長～だからですね、これはあなたが今の質問は組合が出来て始めて

5 番～これは権威が出来て後であつて、漁業権は主管当局がその権限をあたえられた場合には明確の権限、私が今聞いているのは、漁業権設定が目的でありますならば、ここからここまでとは云うふうに計画があるはずで。私がお聞きしているのは計画であります。つまり漁業権設定をかく得しようとしている計画している地域は、どこからどこまでか聞いております。

経済課長～地域は共同漁業権でありますと宜野湾の面している海は全部云うことになります。

5 番～つまり宜野湾市の行政区に據するところの公有水面は全域と解しやくして宜しいですか。

経済課長～はい

5 番～それでは先程は奥く解らないと云う答弁をしながら、今は全域と解しやくして宜しいですかと云つたら（はい）と云うことは、

経済課長～共同漁業権としては全域だと私は解しやくしております。それから私が申し上げているのは、区画漁業権がはつきり分らないと云うだけです。

5 番～いかなる種類だろうが、私はそれをひつくるめて漁業権そのものを質問致しております。

の目標はねらうところの漁業権設定までと云つた場合には、当局の埋立計画と、関連致しまして補償問題が必然的にここに発生して来ますね。～経済課長～はい
その場合に埋立に市当局の全体の立場から、宜野湾市発展の総合的見地から検討致しまして、適当な補償があれば埋立計画を優先すると云う見地で漁業権を、いわゆる放棄する考えでありますか。

経済課長～これは私では一寸答えられませんが、私としてこう云うように

5 番～責任をもつて指導にあたえられておるんだから、そう云うような答弁をして下さい。

経済課長～いわゆるこれは組合の意志で決めるべきであつた。

5 番～私は現段階の計画であるはずで、計画にあるにしろ、一定の具体的計画があるはずで。

経済課長～だからですね、これはあなたが今の質問は組合が出来て始めて

5 番～これは漸成が出来て後であつて、漁業権は主管当局がその権限をあたえられた場合には明確の権限、私が今聞いているのは、漁業権設定が目的でありますならば、ここからここまではと云うふうに計画があるはずで。私がお聞きしているのは計画であります。つまり漁業権設定をかく得しようとしている計画している地域は、どこからどこまでかを聞いております。

経済課長～地域は共同漁業権でありますと宜野湾の面している海は全部云うことになります。

5 番～つまり宜野湾市の行政区に接するところの公有水面は全域と解しやすくして宜しいですか。

経済課長～はい

5 番～それでは先程は良く解らないと云う答弁をしながら、今は全域と解しやすくして宜しいですかと云つたら（はい）と云うことは。

経済課長～共同漁業権としては全域だと私は解しやすくしております。それから私が申し上げているのは、区画漁業権がはつきり分らないと云うだけです。

5 番～いかなる種類だろうが、私はそれをひつくるめて漁業権そのものを質問致しております。

経済課長～共同漁業権でありますと、当然私は全域申請するもんだと考えております。

5 番～これには協同漁業組合と書れております。

経済課長～漁業権の中には共同漁業権と定置漁業権と権利が色々あるわけであります。

5 番～それでは今設立準備に途中であるところの目標とするところは、協同漁業権ですか。

経済課長～だから協同漁業権と区画漁業権を申請する様に今の所は話しは進んでいるようであります。

5 番～そうすると、今の説明によりますと、両方を目標に立つて準備をしておるわけですね。

経済課長～はいそうです。

5 番～それは認識されているわけですね。

経済課長～はい。

5 番～認識されているにもかかわらず、先程はこの区画の説明にわかりませんと云う答弁はどう云うことですか。

経済課長～わかりませんと云うことは、区画漁業権はどこどこを取るのか、はつきりわかりませんと云う意味であります。

5 番～直しいです。

次は市長にお聞きします。只今の私の質問に対する課長の答弁は市長のお考えと同感であるとみなして直しいですか。若し課長の答弁に市長のお考えとくい違ふところがあれば、はつきり説明して下さい。

市長～私のこの話しを知つたのは、5月18日にその話しを聞いて、そう云うことは一応その業者の状況も見、政府の発言も聞いて、どう云うふうになるかを説明を受けようと云うことで、宇地浦のクラブに行つたら、ほとんど業者の方の集りも悪くて、政府とこちらから行つた人が人数も多い。

これでは、はたして直野湾市に漁業を生業として、これで生活を支えていかねばならんと云う人が何名いるかと云うことが疑れたのであります。そこで課長にも、政府の方も云われておりました。これはどう云うねらいで組合を作ろうとしているのか、直野湾は戦前にも漁業組

経済課長～共同漁業権でありますと、当然私は全域申請するもんだと考えております。

5 番～これには協同漁業組合と書れております。

経済課長～漁業権の中には協同漁業権と定置漁業権と権利が色々あるわけがあります。

5 番～それでは今設立準備に途中であるところの目標とするところは、協同漁業権ですか。

経済課長～だから協同漁業権と区画漁業権を申請する様に今の所は話しは進んでいるようであります。

5 番～そうすると、今の説明によりますと、両方を目標に立つて準備をしておるわけですね。

経済課長～はいそうです。

5 番～それは認識されているわけですね。

経済課長～はい。

5 番～認識されているにかかわらず、先程はこの区画の説明にわかりませんと云う答弁はどう云うことですか。

経済課長～わかりませんと云うことは、区画漁業権はどこどこを取るのか、はつきりわかりませんと云う意味であります。

5 番～宜しいです。

次は市長にお聞きします。只今の私の質問に対する課長の答弁は市長のお考えと同感であるとみなして宜しいですか。若し課長の答弁に市長のお考えとくい違ふところがあれば、はつきり説明して下さい。

市長～私のこの話しを知つたのは、5月18日にその話しを聞いて、そう云うことは一応その業者の状態も見。政府の助言も聞いて、どう云うふうになるかを説明を受けようと云うことで、宇地泊のクラブに行つたら、ほとんど業者の方の樂りも悪くて、政府とこちらから行つた人が人数も多い。

これでは、はたして宜野湾市に漁業を生業として、これで生活を支えていかねばならんと云う人が何名いるかと云うことが疑れたのであります。そこで課長にも、政府の方も云われておりました。これはどう云うねらいで組合を作ろうとしているのか、宜野湾は戦前にも漁業組

合を設置してうまく行かない。戦後も作つてうまく行かないことがあつて、又これを作ると云うことはどう云うことで今度新しく組合を作ろうとしていかと云うことを政府の人も良く聞いていました。そう云う点について良く調査もし、宜野湾市はなほ産業振興で経済をうおそつと云うことは、これは私達市民として、こう願う処であるんだが、同じ土地を使つて漁業をもつて宜野湾市を立て行こうとした方が良いか、それとも商工業でもつて立て行こうとした方が良いか色々検討、或は第1次産業でもつて立て行こうとした方が良いか検討にお金も出して振興させるべきかと云う方法は決つて来ると、こう思ふのであります。ところが今課長のお話しがありましたね、これを市として阻止することは出来ないと言ふ話しを聞かされたので、若しこれを作ると云うことであらば、これはやむえないことであつて、2、3月前にも主席のお友達で瑞浜と云う方がアサリの(なえ)と云いますか小さいものをもつて来て養殖させたいと、呼んだ技官と共に一諸に見に行つたのですが、若しこれがここに養殖されると、将来の埋立はどうなるか、宜野湾市はアサリでもつて今後支えて行くことになるのかと埋立てて商工業を盛んにするかと云うことになる、これは問題だと何したらもつと下げて埋立ててもアサリは養殖は出来るでしようと言ふ課長の私見もありましたから、市としてはマスタープランにありますように、こちらを坪数はどれだけ、どの範囲まで埋立出来るかわかりませんが、計画は末だだけれども、構想はあると、その構想のある所に、すでに計画された組合業を防止することが出来ないと言ふのが、やむえない事態ではないかと、こう云う処であつてこれを今後補助金を出して奨励すると云うことについては問題があるといわゆるジレンマにある。いわゆる補助金と云うことになれば議会の何にも要しますので

5 番～しからは先程課長の答弁を要約致しますとその結論は、あくまで漁業組合を設立する方々の一層同じ立場になつて、いわゆる同情して課長は動いています。そうすると今の市長の答弁とはくい違つと云うことになりませんが、一体宜野湾市当局は、市長の考えと違つたような方法を課長はばらばらにやつてそれで宜しいですか。更にもうアサリ具はたとへば汚水、どうしても必要条件として、たとへば工場からの汚水、こう云つた汚水が流れて来る場所にも、やはり採算制のある事業とみなされますが、アサリ具養殖は課長に御説明願います。

経済課長～今のアサリの養殖の場所としては、工場用水が流れる所も出来るかと云う御質問ですが、

5 番～つまりアサリ具はですね、今先のいわゆるとどろがまざつた所、そう深くない所と云うような必要条件になつていましたね、更に次にその場所にてですね、いわゆる外部的要素がくわつた場合、工場からの汚水が流れて来る場合、当然それはなんらの形ちであるようでありま

す。そう云う所でもアサリ貝の養殖は可能ですか。

経済課長～これがどく物であれば当然死ぬと思いますが、当然な汚れものではないかと非常に良いそうであります。

5 番～特別な汚水が流れる流域でなければ良いわけですね。

経済課長～はい。(かえつてよいそうです)

5 番～今の公有水面埋立、伊佐地先から宇地浦地先までの40万坪前後の埋立が仮になんとかの事情で不可能だとしても、その海岸一帯はやはり都市計画の用途地域で工業地帯として指定されております。そう致しましたならば、そこにおもいを致しましたならば、工業地帯にあるからにはいかなる工業もやはり誘致すべきと云う前提で我々は都市計画を進めなければいかんはずと思っております。その場合、すれに漁業権を認めなければならぬ設定してそこにアサリ貝を養殖した場合には、既成事実があつて、工業を誘致出来ないと云つた場合には、又更に大きな補償問題になります。そう云つた問題を回避して、この問題を検討しました場合には、一漁業組合の設立の問題と交差してなくして、宜野湾市の将来に向つての都市計画、発展するおしなほと云う重大な問題と、どうしても切つても切れはなせない重要問題であります。こう云う重要問題を、今先の答弁ではつきり分りました様に市長の考えと課長の考えとくどく違つてゐるようであるが、事案そこにあると云うことは、我々としては、どうしても誘導出来ません。その辺の奥はもう少し誰か聞いても何人が聞いても誘導出来る様な歩み方を当局様してもらわない、一応この養殖を質問致します。

9 番～(2番目省略して、3番目に参ります)
世界に上れば、1965年商業高校が宜野湾か、浦添村のどちらかに設立が予想されますが、本市としての受け入れ計画がなされておりますか、お伺い致します。

市長～この受け入れ計画と云ふのは、誘致対策でせうね、おつしやる通り、政府の文教局の計画で1965年に商業高校を出来るだけ早くに設立したいと云う意向があります。それが私、市長と致しましても、何とかして宜野湾市にこれを誘致したいというふうには、これまで努力もし、話し合も進めております。この点一ツ是非これがうまく行く様に、皆さんのご協力をお願いしたと云う思います。

9 番～コザ地区としましては、以前に、コザ中央病院の問題を以て、どたん場になつてから何やら入ら始める。暫に一年以内で政府の予算にも使われて来ると云うふうには予想される問題に対して、こう云う計画はあつても早すぎるだるうと云う様な何んでありまして遅くなつてからそろそろ色々と敷有地の問題とか、色々と検討される時遅くないかという

す。そう云う所でもアサリ具の養殖は可能ですか。

経済課長～これがどく物であれば当然死ぬと思いますが、当然な汚れものは非常に良いそであります。

5 番～特別な汚水が流れる流域でなければ良いわけですね。

経済課長～はい。(かえつてよいそです)

5 番～今の公有水面埋立、伊佐地先から宇地泊地先までの40万坪前後の埋立が仮になんだかの事情で不可能だとしても、その海岸一帯はやはり都計の開途地域で工業地帯として指定されております。そう致しましたならば、そこにおもいを致しましたならば、工業地帯にあるからにはいかなる工業もやはり誘致すべきと云う前提で我々は都計事業を進めなければいかんはずと思えます。その場合、すれに漁業権を進めなければいかん設定してそこにアサリ具を養殖した場合には、既成事実があつて、工業を誘致出来ないとなつた場合には、又更に大きな補償問題になります。そう云つた問題を關連して、この問題を検討しました場合には、一漁業組合の設立の問題と云う重大な問題と、どうしても切つても切れはなせない重要問題であります。こう云う重要問題を、今先の答弁ではつきり分りました様に市長の考えと課長の考えとくい違つているよう動きが事実そこにあると云うことは、我々としては、どうしても納得出来ません、その辺の処はもう少し誰が聞いても何人が聞いても納得出来る様な歩み方を当局はしてもらえない。一応この程度を質問致します。

9 番～(2番目省略して、3番目に移ります)

世評によれば、1965年商業高校が宜野湾か、浦添村のどちらかに設立が予想されますが、本市としての受け入れ計画がなされていますか、お伺い致します。

市長～この受け入れ計画と云うのは、誘地対策でせうね、おつしやる通り、政府の文教局の計画で1965年に商業高校を出来るだけ中部に設立したいと云う意向があります。それが私、市長と致しましても、何とかして宜野湾市にこれを誘地したいというふうに、これまで努力もし、話し合も進めております。この点一つ是非これがうまく行く様に、皆さんのご協力をお願いしたところ思います。

9 番～コザ地区としましては、以前に、コザ中央病院の問題みたいに、どたん場になつてから何らかんら始める。特に一二年以内に政府の予算にも委われて来ると云うふうに予想される問題に対して、こう云う計画はあつても早すぎるだろうと云う様な何んでありまして遅くなつてからそろそろ色々と校有地の問題とか、色々と検討なされる時期じゃないかどう

願う訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時55分)

議長～再開致します。(午後零時10分)

5 番～9番議員の1番の質問事項と関連して、更に質問点をここで明確にしてもらうために経済課長に質問致します。
法人組織の漁業組合を設立するに当りまして、その構成員である組合員に一定の法的条件がありますか、組合員となる必要条件がありますか、その条件を明確にここで説明願います。

経済課長～これは組合法によりまして1ヶ年の内30員から90員の間に最低の員時をもうけて、これを定款にうたうわけでありませんが、最低は30員以上となるわけでありまして、1ヶ年の内漁業に従事する員数が30員

5 番～最低30員

経済課長～はい、しかし定款に30員から90員間の内に決めて、定款を作成するようになっております。

5 番～法的必要要件は最低30員ですね、そして設立する団体の定款には必要員数をいわゆる定款に記載するわけですね。

経済課長～はい30員から90員間です。

5 番～指導助言に責任を感じて、あたつてこれだと云う話がありましたが、更に繰り返して申し上げます、ある地区から個数名、ある地区から個数名と構成の人数を説明致しました、この人数に今説明致しましたこの条件に全部適合者です。

経済課長 この審査は私は未だやつておりません。

5 番～それもされないで、指導助言の立場にあつたと云うことは、いかなる権限で市長からいかなる権限をあつてえられて、そう云う行動をしたんですか、課長は、

経済課長～ズルズルズルズルズル これの審査はですね、これは設立発起人が政府にこれは認可申請の場合に、証明書が要するようになっております、だからあくまでもその責任は準備員の責任でありまして、だからそれを審査する権限も政府にあるわけでありまして、

5 番～証明書なるものはどこから発行しますか。

愿う訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時55分)

議長～再開致します。午後零時10分)

5 番～9番議員の1番の質問事項と関連して、更に質問点をここで明確にしてもらうために経済課長に質問致します。
法人組織の漁業組合を設立するに当りまして、その構成員である現組合に一定の法的条件がありますか、組合員となる必要条件がありますか、その条件を明確にここで説明願います。

経済課長～これは組合法によりまして1ヶ年の内300日から900日の間に最低の月時をもうけて、これを定款にうたうわけではありますが、最低は300日以上となるわけであります。1ヶ年の内漁業に従事する員数が300日

5 番～最低300日

経済課長～はい。しかし定款に300日から900日間の内に決めて、定款を作成するようになっております。

5 番～法的必要要求条件は最低300日ですね。そして設立する団体の定款には必要員数をいわゆる定款に記載するわけですね。

経済課長～はい300日から900日間です。

5 番～指導助言に責任を感じて、あたつてこれだと云う話がありましたが、更に繰り返して申し上げます。ある地区から個人名、ある地区から個人名と構成の人数を説明致しました。この人数に今説明致しましたこの条件に全部適格者ですか。

経済課長～この審査は私は未だやつておりません。

5 番～それもされないで、指導助言の立場にあたと云うことは、いかなる権限で市長からいかなる権限をあたえられて、そう云う行動をしたんですか。課長は、

経済課長～それはさだめです。これは審査はですね、これは設立発起人が政府にこれは認可申請の場合に、証明書が要るようになっております。だからあくまでもその責任は準備員の責任でありまして、だからそれを審査する権限も政府にあるわけであります。

5 番～証明書なるものはどこから発行しますか。

経済課長～設立準備員がやります。

5 番～これは権いある証明です、自から内部の証明も自から発行するわけですか。

経済課長～準備員が責任をもつわけでありませう。それに対しては、

5 番～準備員は当組合のやがて設立される組合の構成員ですね、この構成員の中から準備員になつても良いですか。

経済課長～準備員が呼びかけて、いわゆる組合にはいろいろとする人々を集めるわけですね。

5 番～当然この準備員は設立された組合の組合員になりますか。

経済課長～はい。

5 番～これは条件ですか。

経済課長～はい。

5 番～結局はやがて設立されるその組合員が、自からの身分を証明することになるわけですね。

経済課長～準備員が結局、今組合に入ろうとしている人々は、これは定款にももらったその組合員の資格があるんだと云う承諾書は政府に対して出すわけでありませう、その承諾書を出すわけでありませう。

5 番～設立の準備員がでしよう。

経済課長～準備員がです。

5 番～結局そのやがて設立しようとしている組織の構成員とやらんとする人の発行する証明証ですか。

経済課長～はい。

5 番～と云うことは自からの立場の証明証はどうするんですか。

経済課長～だから主席が疑がなければ審査しても良いし。

5 番～この申請手続に関連して市当局がタッチしなければいけない方があつたら説明して下さい。

経済課長～設立準備員がやります。

5 番～これは権いある証明です。自から内部の証明も自から発行するわけですか。

経済課長～準備員が責任をもつわけでありまして、それに対しては、

5 番～準備員は当組合のやがて設立される組合の構成員ですね、この構成員の中から準備員になつても良いですか。

経済課長～準備員が呼びかけて、いわゆる組合にはいろいろとする人々を集めるわけです。

5 番～当然この準備員は設立された組合の組合員になりますか。

経済課長～はい

5 番～これも条件ですか。

経済課長～はい

5 番～結局はやがて設立されるその組合員が、自からの身分を証明することになるわけですね。

経済課長～準備員が結局、今組合に入ろうとしている人々は、これは定款にもられたその組合員の資格があるんだと云う承諾書は政府に対して出すわけでありまして、その証明書を出すわけでありまして。

5 番～設立の準備員がでしょう。

経済課長～準備員がです。

5 番～結局そのやがて設立しようとしている組織の構成員とならんとする人の発行する証明証ですか。

経済課長～はい。

5 番～と云うことは自からの立場の証明証はどうするんですか。

経済課長～だから主席が疑がなければ審査しても良いし。

5 番～この申請手続に関連して市当局がタッチしなければいけない分があつたら説明して下さい。

例えば審査の場合、或は組合員が発行した証明書は、真実にまちがいないかと、保証する証明等、

経済課長～そう云うことはありません。

5 番～次は市長に更に質問致します。

都計事業を遂行して行く視地に立つてこの問題を検討致しました場合には、奨励する立場にはないと云う市長の考えがりましたが、奨励する意味がないと云うことは、それが意としている方向にそのまま漁業設備設定にまで、もつて行かれた場合には、宜野湾市の都計画事業が、やはりそれをしないよりは、スムーズに行かない。いわゆる支障をきたす、単なる支障でなくて大きな財政的負担をともし支障であります。これを設立しない現在においても明りようであります。判然としております。そこでそう云う認識に立つた場合は、当局に認可の権限をもつている政府当局に対しまして、宜野湾市の意志表示をなされる考えはありますか、あたえられてしまつてからは、すれに時おそしと云うことは、これはみなすぎた問題であります。

市長～先に申し上げたように、5番さんはもうみなすぎると云うふうにおつしやつているが、私はこれに奨励にもつて行くまでには、もつと権限を要すると、いわゆるいけないと今直ぐ打ちはすると云うことでもないし、~~先~~先の権限に今の埋立事業が行われても、~~ど~~ど準備その事業は継続して別に、組合を作つてちやんとこの産業で行こうと準備をしてから、都計の埋立をしたためにこれがむだになるようなことがおこるとすれば、これは待つてもらわなければいけません。若しさしつかえなく、別に補償なんかももらわないでこれを続けられるもんであれば、今からでも良いと思うんですが、どうしても先に申し上げました様に宜野湾市をどの産業でもつて養来、これから進めて行くかと云うことになりますと、水産業で行くか、商工業で行くか、或は第一次産業の農耕で行くかと云うことを充分に決めてから、よしこれで行こうと云う向きに主力を向けて奨励を進めたいと、いわゆる補助助もし、準備もさせてからに又これでは~~だ~~だいいかんと、そう云うことを大いに検討してからでないかと、これをやめなさいとか、或は、補助金を出して奨励すると云うことは出来ないのでないかと、現在の所未だ計画にはないんだけれども、埋立の~~の~~埋立構想はもつているんだが、それと今の組合とをどう云うふうに、これを持つて行くかと、将来こう云う構想をもつているんだが、これに対しては補償とか何にもいらぬか、いらぬか、たとえそれを行われてもこの組合が立つて行けると云うことであれば、水産業も進めつることになりますので、良いのではないかと云うのであります。

5 番～埋立計画の場所がその通り埋立されなくても、その海岸一帯はやはり工業用地として用途地になつております。そう云うことも都計事業の一

部であります。この問題にあくまで公平な立場で判断して、そしてしかるべき市長の出席を要するべき態度を取つてもらうことを要望します。更に、課長におたずね致します。この前調査した政府の方が来られて、その結果アサリ貝の養殖として適当な場所であると云う結論が出たと云う説明がありましたか、9月何日でありましたか、

経済課長～日時はずつきりおぼえておりませんが、後で日誌帳を、

5 番～先程の答弁では何にか月日まで説明がありましたか、

経済課長～あれは5月18日説明会であります。

5 番～説明会ですか、18日

経済課長～はい。

5 番～この説明会の場合には役所から誰々が出席致しましたか、

経済課長～市長さんと私と係の3名であります。

5 番～市長と課長と係3名ですね。

経済課長～係は1名です。

5 番～合計3名ですね。

経済課長～はい。

5 番～説明会はどこでもなれましたか。

経済課長～宇地川の公民館です。

5 番～この前議会の再開中に午後の休憩の時間を利用して漁港として将来性があるかどうかと云う所から日本政府から派遣された漁港、築港に関する技官の視察がありました。その視察の目的はなんの目的であつたか、もう一度ここで説明をお願いします。

市長～前に郡計関係でこちらに2、3名の方を議会で指名しましたが、あの方々は埋立や港湾については、私達は全然知識がないから、特に又そう云う面についての、知識をもつた方々が近目見えるはずだからその埋立や港湾については、そう云う人々の指導を受けるようにと云うことでありますので、幸いに港湾関係の方で今鹿中野と云う方が見えたので、宜

部であります。この問題にあくまで公平な立場で判断して、そしてしかるべき市長の出るべき態度を取ってもらふことを要望致します。更に、課長におたずね致します。この前調査した政府の方が来られて、その結果アサリ貝の要殖として適当な場所であると云う結論が出たと云う説明がありました。9月何日でありましたか、

経済課長～何時ははつきりおぼえておりませんが、後で目録帳を、

5 番～先程の答弁では何にか月日まで説明がありましたが、

経済課長～あれは5月18日説明会であります。

5 番～説明会ですか。18日

経済課長～はい。

5 番～この説明会の場合には役所から誰々が出席致しましたか。

経済課長～市長さんと私と係の3名であります。

5 番～市長と課長と係3名ですね。

経済課長～係は1名です。

5 番～合計3名ですね。

経済課長～はい。

5 番～説明会はどこでもたれましたか。

経済課長～宇地泊の公民館です。

5 番～この前議会の再開中に午後の休憩の時間を利用して漁港として将来性があるかどうかと云う面から日本政府から派遣された漁港、築港に関する技官の視察がありました。その視察の目的はなんの目的であつたか。もう一度ここで説明をお願いします。

市長～前に郡計関係でこちらに2、3名の方を議会で指導しましたが、あの方々は埋立や港湾については、私達は全然知識がないから、特に又そう云う面についての、知識をもつた方々が近目見えるはずだからその埋立や港湾については、そう云う人々の指導を受けるようにと云うことでありましたので、幸いに港湾関係の方で今度中野と云う方が見えたと、宜

野湾市の海岸の将来、今埋立の構想があるのだが、これについてどう云うふうに、あなたが見られて感じられますか、或は将来港もほしいと云う声がありますが、宜野湾市に港をおいて適当であると思われませんか、云うことを先ず、そう云うことをしん断してもらいたいと云う処から、特に最近埋立、それから今の様な港の問題も議会の皆様、或は市長の方からもささい聞かれることでありましたので、その指導助言を得るために宜野湾市の日程はなかつたんだが、富古から帰えられたと云うことを聞いて電話で連絡したら来て良いと云うことで、お呼びしたわけでありませう。

5 番～自分の席で答弁は結構ですから課長に質問致します。組合設立に責任をもつて指導助言にあたつておられますから、当然その見透しもついてはるはずであります。法的認可は何時の見透しですか、協同組合設立の認可です。

経済課長～来月の4日に倉立總會を予定しておりますから、それが終了しましたら準備員が直ちに認可申請をするようになっておりますので、準備員が何日に申請書を出すか、この認可申請を出す日によつて変わるわけですが、認可申請が出てから1ヶ月以内に主席は許可するしないの回答をさなければいかなないと、それから2ヶ月なつても主席が何等回答がない場合は自然的に認可されたと云うことに見なされるわけでありませう。

5 番～私がお聞きしておりますのは、これはいわゆる結成の目標に向つて進みつつあります。そこで諸手続を備えて法人組織としての、いわゆる組織成立まで何時頃を見越しておりますか、登記、その他すべての必要手続を得て完全に何々漁業組合が法的に組織されたと云う冒頭は何時頃を冒頭にしておりますか。

経済課長～だからその埋立準備員が委員会後が、短期間で関係書類を備えて出しえるかが問題になりますが、仮に10日とした場合には、14、15日申出頃に出せるわけですから、それから1ヶ月以内に適用かの回答が来るわけですから、それで許可になれば、それから出資の払い込みを完了してそれから登記することになります。八題調に行つて後2ヶ月位はかかると思つております。

5 番～漁業組合の政府からの説明会ですか、～(はい)
説明会がございました場合には政府のどなたが来られましたか。

経済課長～政府は、水産課からは前泊と云う方。

5 番～前泊ですか、～(はい)
その人の書は、

経済課長～組合関係の指導をやつております。

5 番～政府における地位は、

経済課長～地位は、はつきりわかりませんが、とにかく水産のそう云う組合関係を指導しているようであり、それから協同組合課は、新垣と云う人と城間と云う人と3人であり、

5 番～前田さんは漁業組合の係ですか、

経済課長～別に係と云うことではなくて、そう云う組合の運用面を指導しております。

5 番～組合課の職員ですか、

経済課長～組合課の職員ではない。

5 番～私が今お聞きしているのは、政府のどの課の、どの係に所属するかと云うことであります。

経済課長～組合の設立については、もつぱら協同組合課であります。

5 番～では前田さんは協同組合課の職員ですか、

経済課長～ではない、協同組合課から来たのは新垣と云う人と城間と云う人です。

5 番～前田さんの地位はわかりませんか、

経済課長～この人はいわゆる組合が出来た後、不審組合等を良く内面的に指導して、健全組合にして行くために、事業面を通しての指導者ではないかと想う。

5 番～設立、その後の手続上の負担にそう云う面にタッチする方ですか、

経済課長～はい。

5 番～はいわかりました。

9 番～納税、週間を設けて、基礎条例による徴収、その成績と、尚未納税に対する、再徴について質問を願います。

市長～この点、明日の基礎徴収の場合の成績は、一万八百々々らしいの徴収が出来たと云うことは知っていますが、難い点は主管課長の方で答弁していただきます。

経済課長～組合関係の指導をやっております。

5 番～政府における地位は、

経済課長～地位は、はつきりわかりませんが、とにかく水産のそう云う組合関係を指導しているようであります。それから協同組合課は、新垣と云う人と城間と云う人と3人です。

5 番～前泊さんは漁業組合の係ですか、

経済課長～別に係と云うことではなくて、そう云う組合の運用面を指導しております。

5 番～組合課の職員ですか、

経済課長～組合課の職員ではない。

5 番～私が今お聞きしているのは、政府のどの課の、どの係に所属するかと云うことであります。

経済課長～組合の設立については、もつぱら協同組合課であります。

5 番～では前泊さんは協同組合課の職員ですか、

経済課長～ではない、協同組合課から来たのは新垣と云う人と城間と云う人です

5 番～前泊さんの地位はわかりませんか、

経済課長～この人はいわゆる組合が出来た後、不審組合等を良く内面的に指導して、健全組合にして行くために、事業面を通しての指導者ではないかと思う。

5 番～設立、その他の手続上の、出にそう云う面にタッチする方ですね、

経済課長～はい。

5 番～はいわかりました。

9 番～納税、週間を設けて、基礎条例による徴収、その成績と、尙未納税に対する、再確について説明を願います。

市長～この点、明日の基礎徴収の場合の成績は、一万も百もぐらゐの徴収が出来たと云うことは知っていますが、納税の点は主管課長の方で答弁していただきます。

財政課長～今の市長さんの答弁で、一万と申上げましたのは、(まど口
徴収)を併せて、15日間の徴収額が、普通徴収で、9,984,388
から25日までに、42名が、この徴収額が、普通徴収で、9,984,388
を主に徴収が、9,984,388、70、合計9,984,388、徴収額が、徴
収されておられます。それから、2番目の未納徴収に対する対策
ですが、徴収額が多いたるは、野高、普天間、普天間、普天間、
特に未納徴収が多い地域は、野高、普天間、普天間、普天間、
名とこの徴収額を重点的に、野高、普天間、普天間、普天間、
で今この徴収額を重点的に、野高、普天間、普天間、普天間、
きたいと、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、普天間、
ますが、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、普天間、
行きたいと、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、普天間、
去つた予算案の趣意に、徴収を強化すると、野高、普天間、
い、そういう話し合いをもちました。野高、普天間、普天間、
徴収された、徴収額は、野高、普天間、普天間、普天間、
こう云うことに対しては、野高、普天間、普天間、普天間、
て今後その徴収額を、野高、普天間、普天間、普天間、
未納徴収に、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
で持つて行けるかどうか、野高、普天間、普天間、普天間、
いですが、ある程度だけ、野高、普天間、普天間、普天間、
あつた場合には、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
のであります。もつと強化して、野高、普天間、普天間、
績を上げる様な努力をしていただきたい。

財政課長～この面では、新年1月から行政区の再編もあり、
のそう云う徴収額の啓蒙、野高、普天間、普天間、普天間、
つてあります。それと、野高、普天間、普天間、普天間、
ますし、又これから、それとつけ加えて、野高、普天間、
すなわち、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
の徴収額を、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
つて行きたいと、野高、普天間、普天間、普天間、
つて行きたいと、野高、普天間、普天間、普天間、

5番～今先の答弁の中に、成績が悪い地域として、大謝名、
都市形態を、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
形態を、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
した場合には、全部、野高、普天間、普天間、普天間、
市の経済を、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
7～80%の成績を上げてあります。そこで組織形態、
そう云う現状でも、野高、普天間、普天間、普天間、
は、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、
は、野高、普天間、普天間、普天間、普天間、

財政課長～今の市長さんの答弁で、一万八百と申し上げましたのは、(まど口徴収)を併せてでございます。実際にその納税運動週間は、4月11日から25日まで、15日間行なわれていますが、その間で、出納員を任命しまして、42名がこの徴収に働いております。それで、出張徴収を主にして、納まつた、金額が、普通徴で、\$5,984,38、それから教育税が3996,70合計9,981,08という金額が徴収されております。それから2番目の未納税に対する対策でございますが、徴収を徴収員で、強化するという一言につきはありますが、特に未納税額が多い地域は、野高、普天間、普天間二区そして、大謝名とこういう都市形態を帯びた地域が非常に、こう成績が悪い、それで今後の徴収面の強化も重点的にこの地域を徴収面で強力に進めて行きたいと思っております。それで各部落へ出張徴収は、もち論であります。特にこの特納税金で時効に近い、古い税金から整理を行きたいとこう云うふうに考えております。

去つた予算議会の場合に、徴収を強化すると云うことについて、市民税、そういう話し合いを持ちましたが、とても喜んで是非未納税について、是非法的取扱いをしてでも才なされるようにして、皆んなが徴収された、税額は皆んなが出して多に事業を行なってもらおうと、こう云うことに対しては、市民はとても好感を持っております。それで今後その徴収面においてこう云う週間ばかりではなくして、又この未納税においても徴収週間は、色々とされます様、まあ仕事の都合で持つて持つて行けなかつたと云う事情で、徴収出来なかつた所もあると思っております。ある週間だけを設けて、これだけで放置する様なあり方であつた場合には、従来みたいな、形になると云う様な面が考えられるのであります。もつと強化して、徴収なりその方法を構じて、納税成績を上げる様な努力をしていただきたい。

財政課長～この面では、新年1月から行政区の再変もありますし部落においてのそう云う納税面の啓蒙談会こう云うことも一樣計画してみたいと思つております。それと部落民のそう云う納税思想の啓蒙と云うてございませうし、又これから、それとつけ加えまして、徴収吏員の資質の向上、すなはち技術的に徴収技術がもつと公的にも、明るく、そして喜んでその税金を納めてもらうと云う面で職員間の研究も今後は、どしどしやつて行きたいと思つております。

5 番～今先の答弁の中に、成績が悪い地域として、大謝名、普天間、こういう都市形態を帯びている地域と云うふうに指摘されていますが、この都市形態を帯びていると云う見方からすれば、那覇市は、宜野湾市と比較した場合には、全部都市的形態を帯びています。その都市、全行政区都市的経済を帯びている。那覇市の方が、新聞紙上の記事によりますと、7～80%台の成績を上げております。そこで組織的形態であるから、そう云う現状でもいいという気持はもち論ないはずと思つていますが、今後はやればああいうふうに那覇市見たいに90%台の所まで、こぎつけて

行くのがこれが又着順のあり方じやないかと思ひます。そこで新しく委
つた財政課長にお聞きしますが予算に計上された額の才入よりも、それ
扱われないで、もつと90%の目標に徹然業務に努力する考えはありま
すか、どうか、努力したい考えはありますか。

財政課長〜努力します。

5番〜結構です。

10番〜特に御苦勞さんでございませう。今の約1万事は何年度分でありますか。

財政課長〜これは63年度からずつと古い56年度の残金まで含まれております

議長〜若イの時間を拝借しまして、幾括的な質問があれば、簡潔にお願いします。

議長〜暫く休憩致します。(午後零時30分)

議長〜再開致します。(午後1時)

議長〜以上もつて全日終了致しましたので、第11回直野市議会定例会を
閉会することに致します。皆様には長期間にわたり貴重な御審議をし
ていただき、どうも御苦勞感でした。

閉会(午後1時1分)

上記議決会議の次第は、議記の記載したものであるが、その内容の正
確であることを証するため、ここに署名する。

1963年11月21日

直野市議会議長 古藤 清次郎

議事録署名議員

Shiro Amabe

仲村 英丸



行くのがこれが又普通のあり方じゃないかと思ひます。そこで新しく変つた財政課長にお聞きしますが予算に計上された額の内入よりも、それ扱われないで、もつと90台の目標に徴収業務に努力する考えはありますが、どうか、努力したい考えはありますか。

財政課長～努力します。

5 番～結構です。

10 番～特に御苦勞さんでございます。今の約1万\$は何年度分でございますか。

財政課長～これは63年度からずつと古い56年度の税金まで含まれております

議長～若いの時間を拝借しまして、総合的な質問があれば、簡潔にお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午後零時30分)

議長～再開致します。(午後1時)

議長～以上もつて全日程終了致しましたので、第11回宜野湾市議会定例会を閉会することに致します。皆様には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただき、どうも御苦勞様でした。
閉会(午後1時1分)

上記議事録の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎

議事録署名議員

Shigeo Kuroki
神村 重光